

多摩六都広域連携プラン

(令和8(2026)年度～令和12(2030)年度)



令和8(2026)年3月

多摩北部都市広域行政圏協議会

小平市・東村山市・清瀬市・東久留米市・西東京市

みどりと生活の共存圏をめざして

～多摩六都広域連携プラン(第五次多摩北部都市広域行政圏計画)策定にあたって～

小平市、東村山市、清瀬市、東久留米市、西東京市は、東京都の多摩地域北東部に位置し、地理的、歴史的、行政的につながりが深い地域です。大都市近郊として、昭和40年代をピークに人口が急増する中、都市基盤や生活基盤の整備が地域の共通課題となりました。

多摩北部都市広域行政圏協議会は、これらの課題に圏域各市が互いに協力して広域的に対応し、より質の高い行政サービスを提供する目的で、昭和62(1987)年に設立されました。

その後、平成6(1994)年の多摩六都科学館の設置をはじめ、市立図書館の相互利用や、都立六仙公園や都立東伏見公園の開園、多摩南北道路(調布保谷線、府中清瀬線、府中所沢線)の整備などにより、当初の課題は解決されつつありますが、道路と鉄道の連続立体交差化のように、鉄道立体化の検討対象となっている区間や事業中の区間もあります。

近年、自治体を取り巻く社会経済情勢は大きく変化しています。

日本全体で、人口減少・少子高齢化が進んでおり、圏域においても今後の人口減少が予測されております。労働力人口の減少が見込まれ、税収減や職員の担い手不足などの懸念がある一方で、人口増加期に集中的に整備された道路などの都市インフラや公共施設などの社会資本ストックの更新や少子高齢化に対応するためのさまざまな取組など、多くの課題があります。

課題が山積する中、「みどりと生活の共存圏」という圏域の将来像を達成していくには、これまで以上に幅広い視点をもって構成5市が互いに手を携えていかななくてはなりません。

そこで、本協議会では、構成5市が連携・協調して直面する課題に取り組んでいくために、令和8(2026)年度から令和12(2030)年度までの5年間を計画期間とする「多摩六都広域連携プラン(第五次多摩北部都市広域行政圏計画)」を策定しました。

魅力あふれる圏域を実現するためには、本協議会の取組はもとより、国や東京都に加えて、地域の皆様との連携が欠かせません。取組状況を地域の皆様と共有しながら、「みどりと生活の共存圏」の実現を目指してまいります。

最後に、本プラン策定に際して、多摩北部都市広域行政圏協議会審議会をはじめ、貴重なご意見をいただきました皆様に心から厚く御礼を申し上げます。

令和8(2026)年3月

多摩北部都市広域行政圏協議会

会 長	東村山市長	渡 部	尚
	小平市長	小林	洋子
	清瀬市長	澁谷	桂司
	東久留米市長	富田	竜馬
	西東京市長	池澤	隆史

目次

序論

I 多摩六都広域連携プラン（第五次多摩北部都市広域行政圏計画）の策定	6
1 策定の趣旨	6
2 本プランの期間	6
3 本プランの策定にあたって	7
4 本プランの対象とする取組	7
II 多摩北部都市広域行政圏とは	8
1 多摩北部都市広域行政圏とは	8
2 「広域行政圏」の沿革	8
3 広域行政圏を設置する意義、協議会の役割	9
III 圏域の概況	10
1 多摩北部都市広域行政圏について	10
2 圏域を取り巻く状況	12
IV これまでの広域連携プランにおける取組状況	20

本論

V 広域連携プラン 総論	28
1 圏域の将来像	28
2 6つの取組のテーマ	28
3 広域連携プランとSDGs	29
4 広域連携プランを推進するための方策	30
VI 広域連携プラン 各論	31
1 水と緑にあふれ環境にやさしい多摩六都	32
2 都市基盤が充実した多摩六都	38
3 様々な立場の人が暮らしを支えあう多摩六都	44
4 文化を育みスポーツに親しむ多摩六都	48
5 人をひきつけ、まちがにぎわう多摩六都	52
6 新たな行政ニーズに対応していく多摩六都	58

参考資料

多摩北部都市広域行政圏協議会規約	62
多摩六都広域連携プラン（第五次多摩北部都市広域行政圏計画）（原案）の諮問について	64
多摩六都広域連携プラン（第五次多摩北部都市広域行政圏計画）について（答申）	65
今後の多摩北部都市広域行政圏のあり方について（平成21年8月17日）	66
多摩六都広域連携プラン 策定の経過	67
多摩北部都市広域行政圏協議会名簿	68

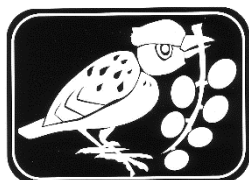
序 論

多摩六都

圏域の愛称について

地域に誇りと愛着を感じる圏域の愛称を広く市民から公募し、応募総数 842 点の中から決定しました。

(平成 5 (1993) 年 3 月)



圏域のシンボルマークについて

圏域のシンボルテーマ「みどりと生活の共存圏」を、豊かに実った六つの都市を象徴する果実をくわえた「ひばり」の姿で表現しています。

このシンボルマークは、市民によって選ばれ、平成 4 (1992) 年 3 月に決定しました。

I 多摩六都広域連携プラン (第五次多摩北部都市広域行政圏計画)の策定

1 策定の趣旨

多摩北部都市広域行政圏協議会では、昭和 62(1987)年 1 月の協議会設置以降、国の要綱に基づく広域行政圏計画により、圏域の将来像とそれを実現するための施策の大綱、広域事業として関係市、一部事務組合、東京都が実施すべき事項等を示してきました。

平成 20(2008)年 3 月 31 日をもって国の要綱が廃止された後、小平市、東村山市、清瀬市、東久留米市、西東京市の構成 5 市（以下、「5 市」という。）は、広域行政圏の存続、協議会の維持を決め、5 市による連携・協調が期待できる行政分野に関する広域行政圏計画を策定し、これに基づいた広域連携事業を展開しています。

近年、圏域を取り巻く社会経済情勢は大きく変動しています。少子高齢化が進み、生産年齢人口が減少するなか、行政に求められる課題はますます多様化、複雑化し、限られた経営資源で持続可能な行政サービスを展開することが求められています。

各市が行政課題に対応するため、それぞれ各市の施策による取組を展開するだけでなく、5 市が広域連携事業を連携・協調し、取組を進めることが求められています。

このような社会背景の中、本広域行政圏は、これからも協議会を維持するとともに、圏域を一体として捉えてその特性を踏まえ、多摩六都広域連携プラン(第五次多摩北部都市広域行政圏計画)（以下、「本プラン」という。）を策定します。5 市の長期総合計画や個別計画との整合や調整を図りながら、5 市による連携・協調した取組を推進していきます。

2 本プランの期間

社会経済情勢の変化や、国や東京都の動向に対応していくため、計画期間を 5 か年、令和 8 (2026)年度から令和 12(2030)年度までとします。

計画の名称と構成		昭和63(1988)年度～ 平成17(2005)年度		平成18(2006)年度～ 平成27(2015)年度		平成28年度～ (2016) 令和2年度 (2020)	令和3年度～ (2021) 令和7年度 (2025)	令和8年度～ (2026) 令和12年度 (2030)
		S63(1988)～ H7(1995)	H8(1996)～ H17(2005)	H18(2006)～ H22(2010)	H23(2011)～ H27(2015)			
多摩北部都市 広域行政圏計画	基本構想							
	第一次基本計画							
	第二次基本計画							
第二次 多摩北部都市 広域行政圏計画	基本構想							
	前期基本計画							
	多摩六都広域連携プラン（後期基本計画）							
多摩六都広域連携プラン（第三次多摩北部都市広域行政圏計画）								
多摩六都広域連携プラン（第四次多摩北部都市広域行政圏計画）								
多摩六都広域連携プラン（第五次多摩北部都市広域行政圏計画）								

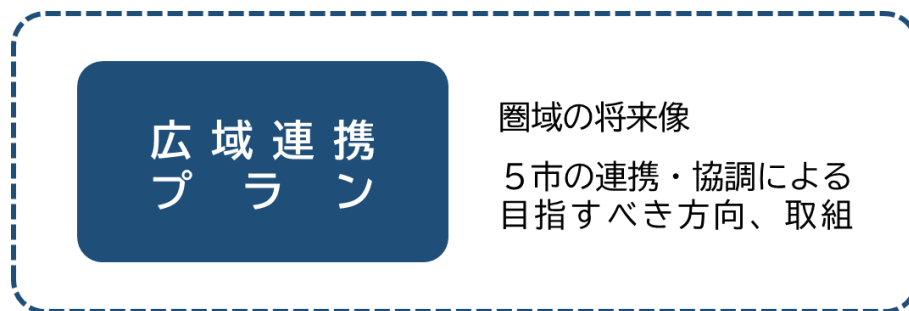
多摩六都広域連携プランは、国の要綱廃止後、本広域行政圏の実態に即して策定した自主的な計画です。

3 本プランの策定にあたって

前プラン（第四次多摩北部都市広域行政圏計画）（以下、「前プラン」という。）の評価・検証を行うとともに、新たな行政課題への取組に向けた検討など、圏域の将来像実現のため、効果的な広域連携について検討しました。

その結果、前プランで掲げた5市の連携・協調による目指すべき方向、取組の必要性と継続性から、6つの取組のテーマを継承した上で、社会情勢の変化を踏まえ、内容の一部を改訂します。

構成についても、前プランを継承し、圏域の将来像と、5市の連携・協調による目指すべき方向性・取組を示していきます。



まず、序論において、多摩北部都市広域行政圏の紹介の後、圏域を取り巻く状況、これまでの広域連携プランの取組を振り返ります。

これらを踏まえ、本論において、広域連携プランを示していきます。

4 本プランの対象とする取組

本プランは、多摩北部都市広域行政圏における連携・協調による施策の方向性を明らかにする計画です。

各市が地域性や独自性を発揮して自ら取り組む施策は、本プランの対象としていません。

その上で、①単独では解決が困難な課題、②行政区域をまたがる課題、③行政効率や経費面で節減効果が期待できる事務の共同処理など、連携・協調が期待できる行政分野について、取組を厳選して、「広域連携プラン」として位置づけます。

II 多摩北部都市広域行政圏とは

1 多摩北部都市広域行政圏とは

小平市、東村山市、旧田無市、旧保谷市、清瀬市、東久留米市の多摩北部地域6市は、昭和40年代をピークとする人口急増による都市基盤整備、生活環境整備の立遅れに加え、市民ニーズの多様化等により、良好な住宅環境地域としての整備を共通の都市的行政課題として抱えていました。

これらの課題に対し、相互に協力し広域的に対応するため、昭和55(1980)年から広域連携に関する検討を進め、昭和62(1987)年1月、広域行政圏計画の策定及び広域行政圏に関する必要な事務の連絡調整を行う「多摩北部都市広域行政圏協議会」を設置しました。

そして、同年3月、「多摩北部都市広域行政圏」が、東京都知事により「大都市周辺地域広域行政圏」として設定されました。

旧田無市、旧保谷市：平成13(2001)年1月、旧田無市及び旧保谷市の合併により、西東京市が誕生

2 「広域行政圏」の沿革

旧自治省（現総務省）は、平成3(1991)年3月から、「広域市町村圏」と「大都市周辺地域広域行政圏」の両者を併せて「広域行政圏」と総称してきました。

広域市町村圏：

圏域人口が概ね10万人以上で、日常生活圏を形成する可能性を有すると認められる圏域（都市及び周辺農山漁村地域）。昭和40年代前半の高度経済成長（モータリゼーション、生活圏域の広域化）を反映背景に、昭和44(1969)年度から設定開始。

大都市周辺地域広域行政圏：

大都市と一体性を有する地域で圏域人口が概ね40万人程度の規模。急速な人口集中、市街地のスプロール化等大都市周辺地域固有の諸問題に対処。昭和52(1977)年度から設定開始。

※圏域の設定者は、各都道府県知事（平成11(1999)年度までは国と協議）

平成11(1999)年度から平成16(2004)年度までのいわゆる「平成の大合併」により、構成市町村数が減少した広域行政圏の増加や、協議会や一部事務組合などの広域行政機構を有しない圏域が広がるなど、広域行政圏の様相は、圏域ごとに大きく異なるようになりました。また、社会経済構造の変化や人口減少、少子高齢化など、圏域を取り巻く環境は大きく変化しました。

総務省は、広域連携の必要性は認めつつも、それまでの広域行政圏施策は、当初の役割を終えたものとして、広域行政圏の根拠である「広域行政圏計画策定要綱」を、平成21(2009)年3月31日をもって廃止しました。これにより、既存の広域行政圏を維持するかどうかは、各圏域を構成する市町村の自主的な協議によることとされました。

3 広域行政圏を設置する意義、協議会の役割

(1) 国の要綱廃止後の多摩北部都市広域行政圏のあり方

国の広域行政圏施策の廃止により、多摩北部都市広域行政圏では5市が協議を重ね、平成21(2009)年8月に「今後の多摩北部都市広域行政圏のあり方」をまとめました。

これにより、道路、緑化、鉄道連続立体交差などの都市基盤整備のほか、情報処理システムの共同化などの課題に対応するため、今後とも多摩北部都市広域行政圏を設置すること、広域連携の課題を協議するため、常設の連携組織となる協議会を維持すること、圏域における取組を進めるため、広域行政圏計画を策定することが確認されました。

(2) 協議会の役割

協議会は、平成18(2006)年3月に策定した「第二次多摩北部都市広域行政圏計画」の10年間の基本構想の下、平成23(2011)年3月、計画期間を5か年とする「多摩六都広域連携プラン」(後期基本計画)を策定し、その中で、協議会の役割を次のように整理しました。

- 構成5市それぞれが、市民に最も身近な総合的な行政主体として、これまで以上に自主性の高い行政主体となるためには、行財政改革や財政基盤の強化などを図りつつ地域特性を活かした独自の施策を展開するとともに、構成5市が互いに刺激しあい、広域的な行政課題に対して連携・協調を深めながら、多摩北部地域づくりを進めていく必要があります。
- そのためには、課題解決に向けた連携・協調の仕組みを絶え間なく検討し、合意形成を図りながら、広域行政圏計画に掲げる事務事業の展開を通じて、魅力ある地域社会の形成を図る必要があります。
- このため、協議会では、①単独では解決が困難な課題、②行政区域をまたがる課題、③行政効率や経費面で節減効果が期待できる事務の共同処理など、連携・協調が期待される事案を厳選して取り組むことで、住民が誇りと愛着を持つことができる豊かで住みよい地域社会の実現をめざしていきます。

これらは「多摩六都広域連携プラン(第三次多摩北部都市広域行政圏計画)」、「多摩六都広域連携プラン(第四次多摩北部都市広域行政圏計画)」に継承されており、本プランでも引き続き継承していきます。

(3) 国の要綱廃止後の広域行政圏計画

平成23(2011)年3月策定の「多摩六都広域連携プラン」では、国の要綱に基づき、網羅的だった従前計画からその構成や内容を見直し、5市の連携・協調した施策展開が期待できる分野を厳選しました。

計画に位置づける事業は、次のように整理され、それ以降に策定するプランに引き継がれました。本プランでも、引き続き継承していきます。

- 連携・協調することによって、特徴ある圏域づくりに寄与するもの。または、共通課題の解決につながるもの。
- 本来、単独市の取り組む事業分野ではあるが、連携・協調して取り組むことによって、事業化及び効率化が図れるもの。
- 共通課題ではないが、連携あるいは協調することにより圏域全体の地域振興に資するもの。

III 圏域の概況

1 多摩北部都市広域行政圏について

(1) 多摩北部都市広域行政圏の現況



小平市、東村山市、清瀬市、東久留米市、西東京市の5市で構成される多摩北部都市広域行政圏は、多摩地域の北東部、都心から西北20～26km付近に位置し、東は練馬区、南は武蔵野市、小金井市、国分寺市、立川市、西は東大和市、北は埼玉県所沢市、新座市に接しています。

東西に青梅街道、新青梅街道、所沢街道、南北に府中街道、新小金井街道、小金井街道、調布保谷線が通っています。鉄道は、西武鉄道7路線（池袋線、新宿線、拝島線、多摩湖線、国分寺線、西武園線、山口線）21駅、JR武蔵野線2駅が存し、都心まで概ね30分から1時間で結んでいます。

圏域の人口は約75万人（令和2（2020）年国勢調査）、15歳未満の年少人口比率は12.0%、15歳以上65歳未満の生産年齢人口比率は62.2%、65歳以上の高齢人口比率は25.8%となっています。

昼夜間人口比率（昼間人口/常住人口）が8割程度と多摩地域の中でも低く、通勤者・通学者の1/3が東京都区部へ通うベッドタウンの性質を有しています。

	小平市	東村山市	清瀬市	東久留米市	西東京市	圏域計
面積	20.51 km ²	17.14 km ²	10.23 km ²	12.88 km ²	15.75 km ²	76.51 km ²
人口	198,739 人	151,815 人	76,208 人	115,271 人	207,388 人	749,421 人

面積：国土地理院公表面積（令和7年7月1日現在）、人口：令和2年国勢調査人口（10月1日現在）

(2) 地形・景観

古代多摩川の扇状地である武蔵野台地の一端で起伏の少ない平坦な地域です。

西から東になだらかに傾斜しており、標高は、圏域北西部の狭山丘陵東端（多摩湖、八国山緑地）で 100m 程度、北東端部の柳瀬川沿い清瀬水再生センター付近で 15m となっています。荒川水系の柳瀬川、空堀川、黒目川、落合川、白子川、新川、石神井川などの河川があり、南沢湧水群などの湧水も見られます。

武蔵野の面影を残す雑木林や屋敷林などの樹林地、農地などの風景が残る様は、圏域に共通する景観となっています。

(3) 歴史

湧水や河川に沿った台地上に旧石器時代や縄文時代の遺跡が残されています。その後、柳瀬川などの低湿地に集落ができましたが、台地上は水の便に乏しく、人々が定着した跡はあまり見つかっていません。

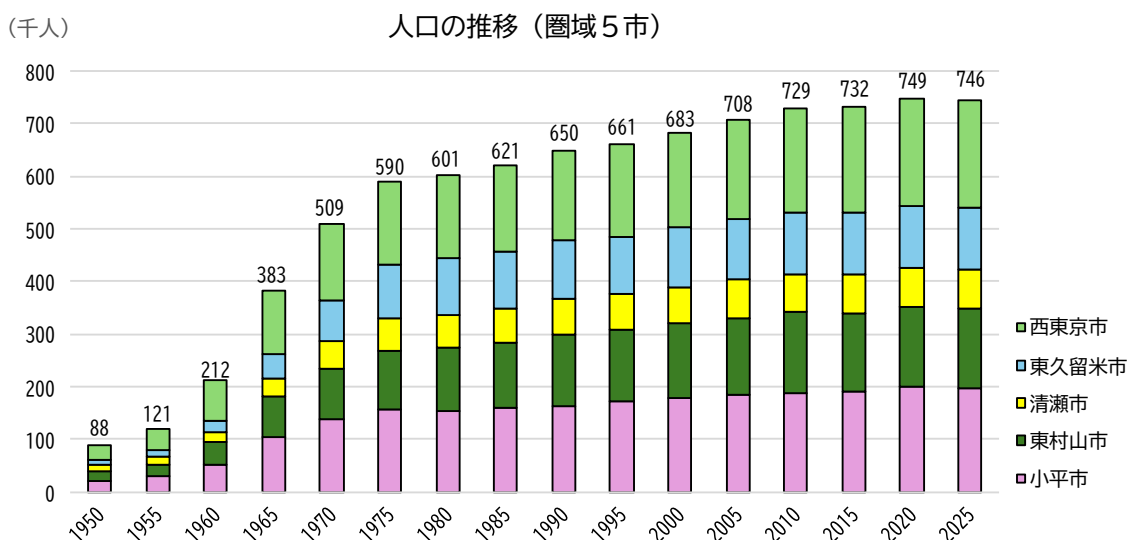
江戸に幕府が開かれると、青梅街道の物資運搬のための宿場町が栄えました。玉川上水開通(1654 年)の後、野火止用水、小川用水、千川上水などの分水が開削されると新田開発により畑や雑木林が造られ、村が整えられていきました。

明治 22(1889)年の市制・町村制の施行により、小平村、田無町、保谷村、東村山村、清瀬村、久留米村が誕生し、明治 26(1893)年、神奈川県から東京府に移管されました(保谷村は、明治 40(1907)年、埼玉県から移管)。

明治 22(1889)年に甲武鉄道(JR 中央線)、明治 27(1894)年に川越鉄道(西武国分寺線)、大正 4(1915)年に武蔵野鉄道(西武池袋線)、昭和 2(1927)年に西武鉄道(西武新宿線)、昭和 3(1928)年に多摩湖鉄道(西武多摩湖線)が開通し、人の往来が盛んになりました。

大正 9(1920)年に 2 万 8 千人程だった人口は、終戦後の昭和 22(1947)年には 7 万 5 千人を超え、昭和 30(1955)年には 12 万人となりました。

その後、昭和 45(1970)年までの 15 年間で人口は 4.2 倍となり、50 万人を突破しました。東京に集中する人口の受皿として、大規模団地の建設をはじめとした都市化の波を受け、大都市周辺の近郊住宅都市として発展する一方で、人口急増による都市基盤整備、生活環境整備の立遅れの問題が生じました。



1950 年～2020 年：国勢調査、2025 年：東京都住民基本台帳から作成

2 圏域を取り巻く状況

(1) 人口動向と将来の見通し

(日本全体)

日本の人口（総人口）は、令和2(2020)年の国勢調査では1億2,614万6千人で、国勢調査人口を基準とした人口推計（総務省統計局）によると、平成20(2008)年の1億2,808万4千人をピークに人口の減少局面に入っています。

全国の人口の減少には、出生数を死亡数が上回る「自然減」が大きく影響します。

「人口動態統計」（厚生労働省）によると、少子高齢化を反映し、平成17(2005)年にそれまでの自然増から自然減に転じ、令和元(2019)年に50万人を超え、令和5(2023)年に85万人となりました。

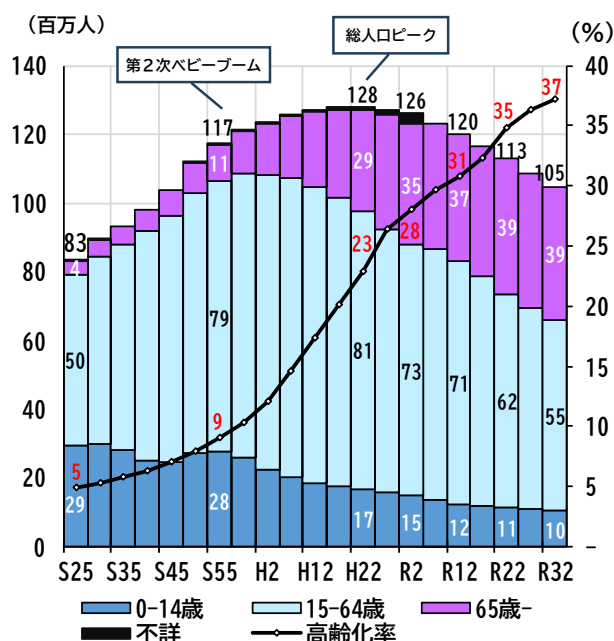
出生数は、第2次ベビーブームの昭和48(1973)年の209万人から減少傾向を続け、平成28(2016)年に100万人を下回り、令和5(2023)年には73万人となりました。

死亡数は、昭和41(1966)年の67万人を底に増加し、平成15(2003)年に100万人を超え、令和5(2023)年には戦後最多の158万人となりました。

日本の総人口は、令和32(2050)年には、令和2(2020)年から約2,100万人減少し、約1億500万人になると推計されています（国立社会保障・人口問題研究所（令和5年(2023)年推計））。15歳から64歳の生産年齢人口が約1,970万人減少する一方、65歳以上の高齢者人口は約285万人の増加が見込まれています。このうち65歳以上74歳以下人口は約288万人減少し、75歳以上人口は約573万人増加すると推計されています。

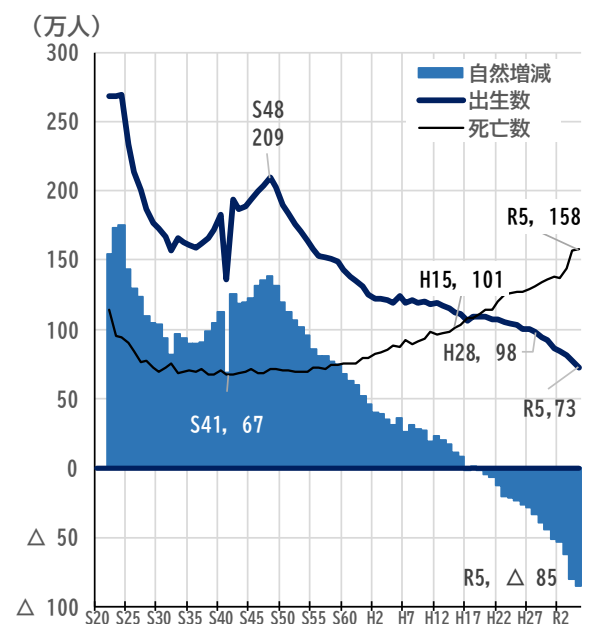
高齢化率は、令和2(2020)年の29%から令和32(2050)年には37%へ8ポイント以上上昇し、2.7人に1人が65歳以上となることが予測されています。

日本の総人口の推移



昭和25年～令和2年：国勢調査
令和7年以降：国立社会保障・人口問題研究所（令和5年推計）
から作成

日本の人口動態



人口動態統計（厚生労働省）から作成
昭和45年以前は沖縄県を含みません。

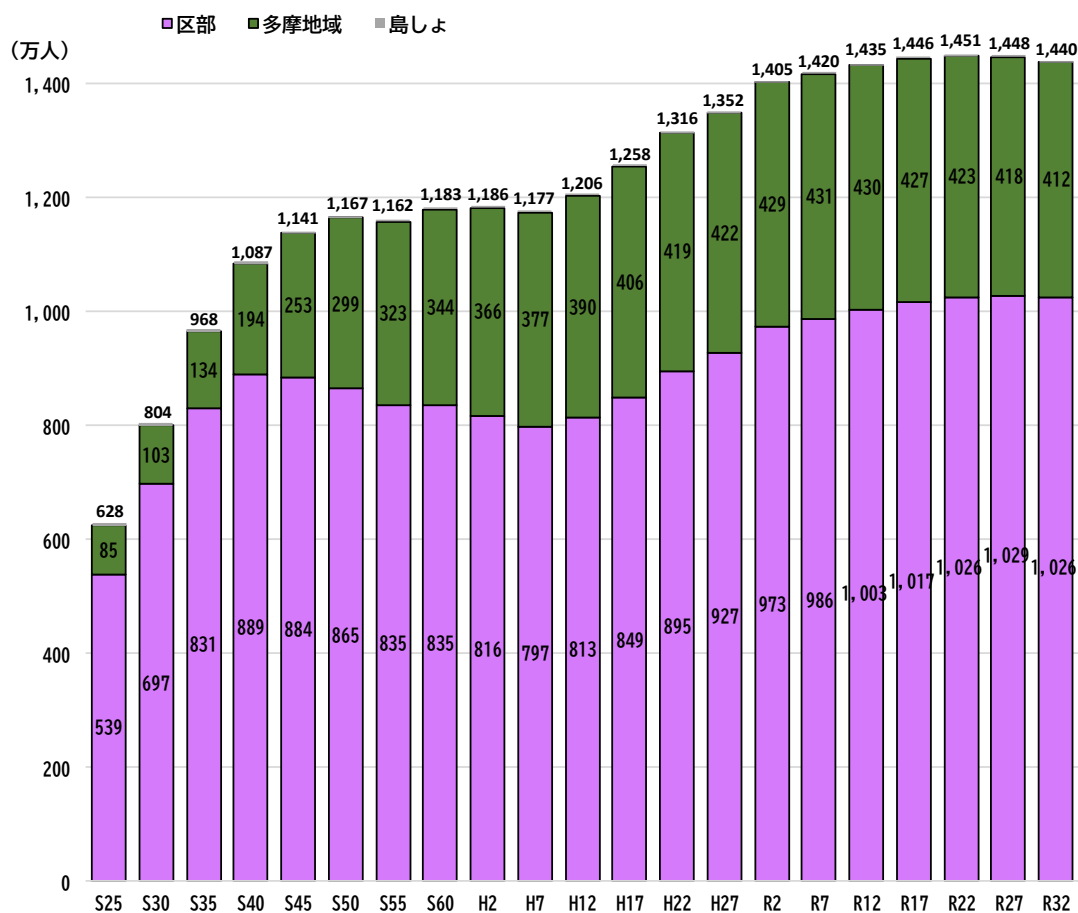
(東京都)

東京都の人口は、昭和 50(1975)年から平成 7(1995)年は横ばいで推移していましたが、その後、他道府県からの転入が転出を上回る社会増となり、増加に転じました。

自然増減は、昭和 43(1968)年中をピークに自然増が縮小傾向で推移し、平成 24(2012)年中に自然減となりましたが、その後も社会増による人口増が続いており、東京都の人口は、令和 2 年(2020)年の国勢調査では 1,405 万人となっています。

国立社会保障・人口問題研究所(令和 5(2023)年推計)によると、東京都では、当面は人口増加が続き、令和 22(2040)年をピークに減少に転じるとされています。地域別では、区部は令和 27(2045)年、多摩地域は令和 7(2025)年がピークとなると見込まれています。

東京都の人口の推移(地域別)



昭和25年～令和2年：国勢調査

令和7年以降：「日本の地域別将来推計人口(令和5年推計)」

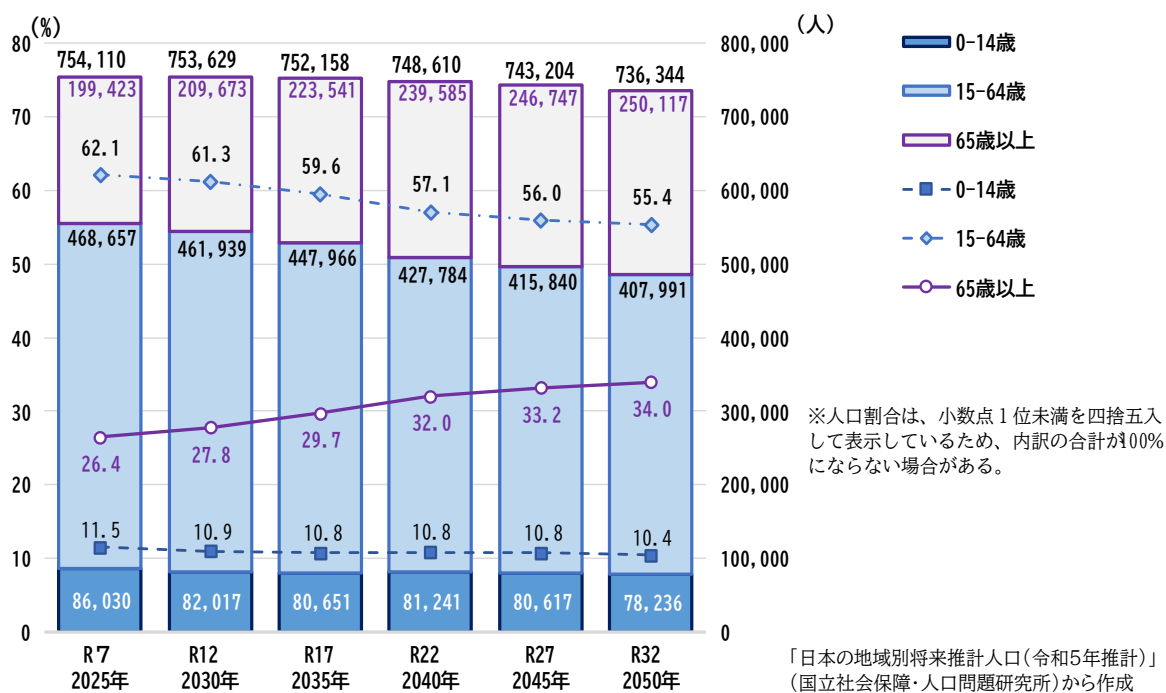
(国立社会保障・人口問題研究所)から作成

(多摩北部都市広域行政圏)

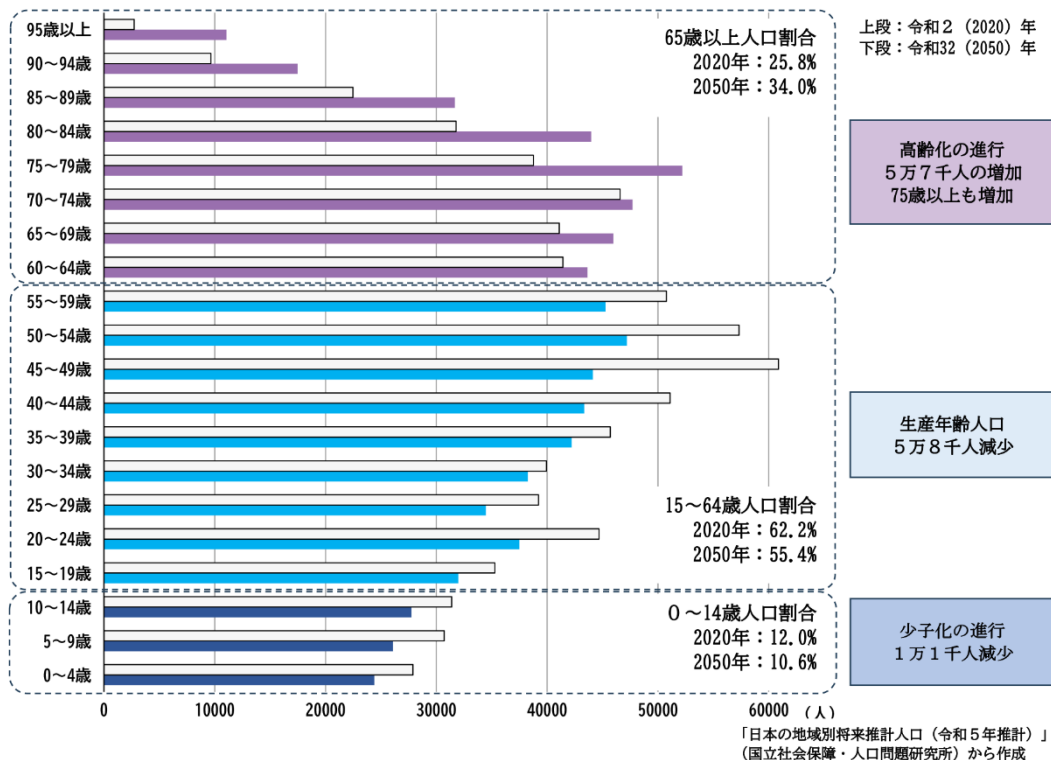
圏域全体では、令和7(2025)年から令和32(2050)年まで人口が減少し、令和7(2025)年の約75万4千人から、令和32(2050)年には約73万6千人まで減少すると推計されています。

年少人口、生産年齢人口が減少する一方、高齢人口の増加が著しく、生産年齢人口は令和7(2025)年の46.8万人から令和32(2050)年の40.7万人まで6万1千人減少する一方、65歳以上人口は、令和7(2025)年の約19.9万人から令和32(2050)年には約25万人に、約5万人の増加が見込まれています。

多摩北部（圏域5市）の人口推計



多摩北部（圏域5市）の将来人口の動向 年齢5歳階級別人口
令和2(2020)年⇒令和32(2050)年



圏域5市の総人口

	令和7(2025)年 総人口	令和32(2050)年 総人口
小平市	196,799人	197,822人
東村山市	151,795人	147,601人
清瀬市	75,011人	72,531人
東久留米市	116,325人	105,467人
西東京市	206,245人	212,923人
圏域全体	746,175人	736,344人

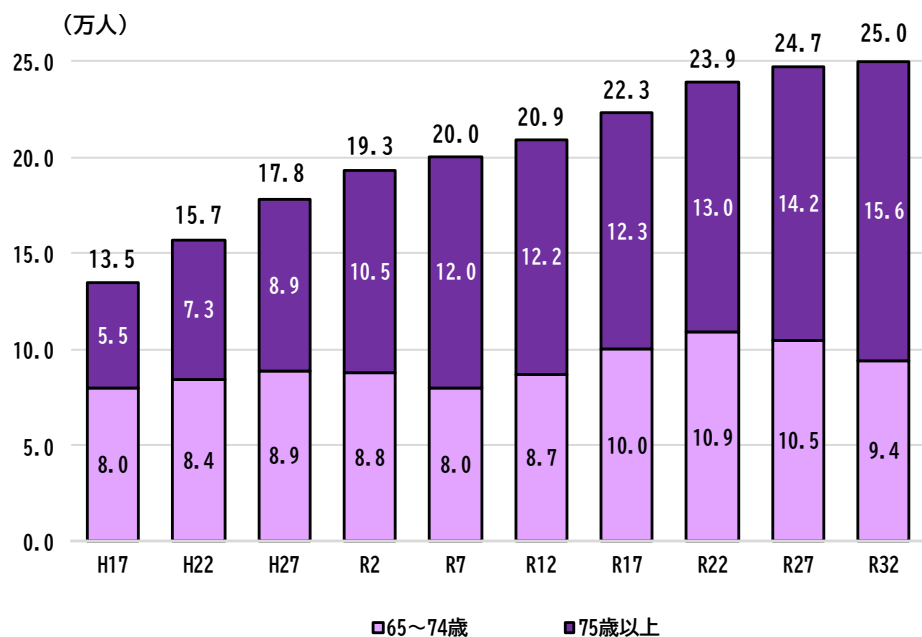
令和7年の人口数は「東京都の世帯と人口（町丁別・年齢別） 令和7年」から作成

令和32年の人口数は「日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）（国立社会保障・人口問題研究所）」から作成

【留意事項】

上記の推計値は、各市で公表している将来人口の推計値とは、差異があります。

多摩北部（圏域5市）の 65歳以上人口



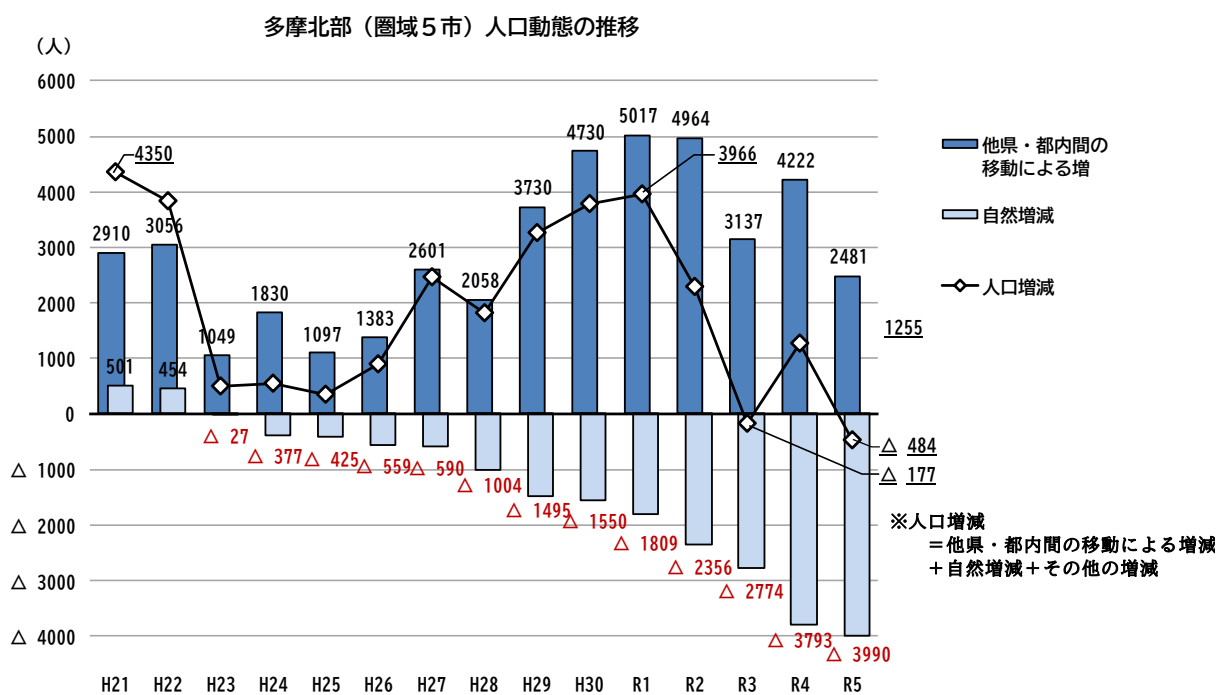
※小数点1位未満を四捨五入して表示しているため、合計と内訳が一致しない場合がある

平成17年～令和2年：国勢調査（年齢不詳の者を含まない。）
令和7年以降：「日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）」
（国立社会保障・人口問題研究所）から作成

(圏域の人口動向)

本圏域の人口は、令和 7 (2025) 年では、74 万 6 千人で、近年は横ばいに推移しています。

圏域全体では、平成 23(2011)年に自然減に転じ、その減少数は年々拡大しています。令和 2 (2020) 年までは、他県・都内間の移動による増減が自然増減を上回っていましたが、その差が徐々に縮まり、令和 6 (2024) 年には自然増減によるマイナスが他県・都内間移動による増減のプラスを上回りました。



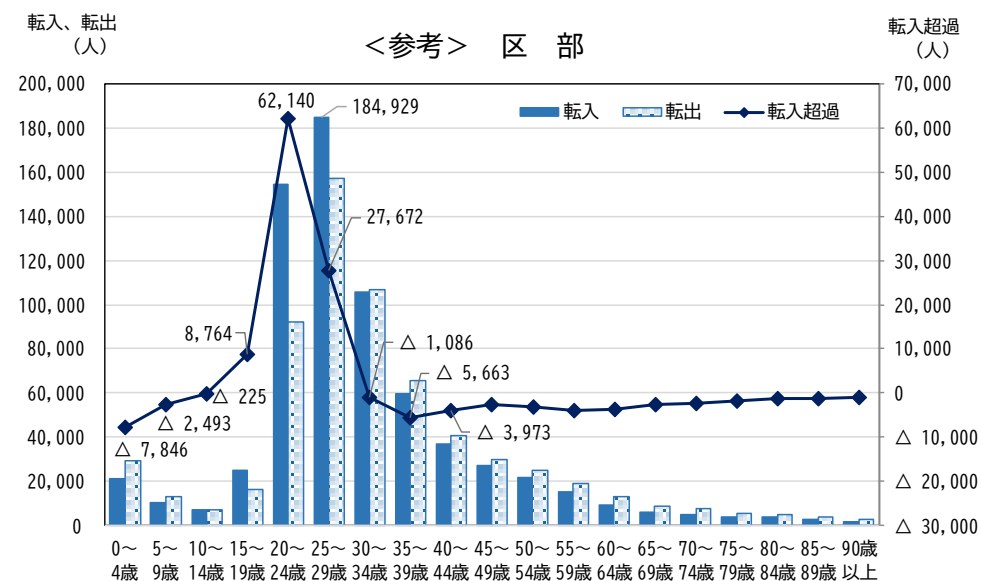
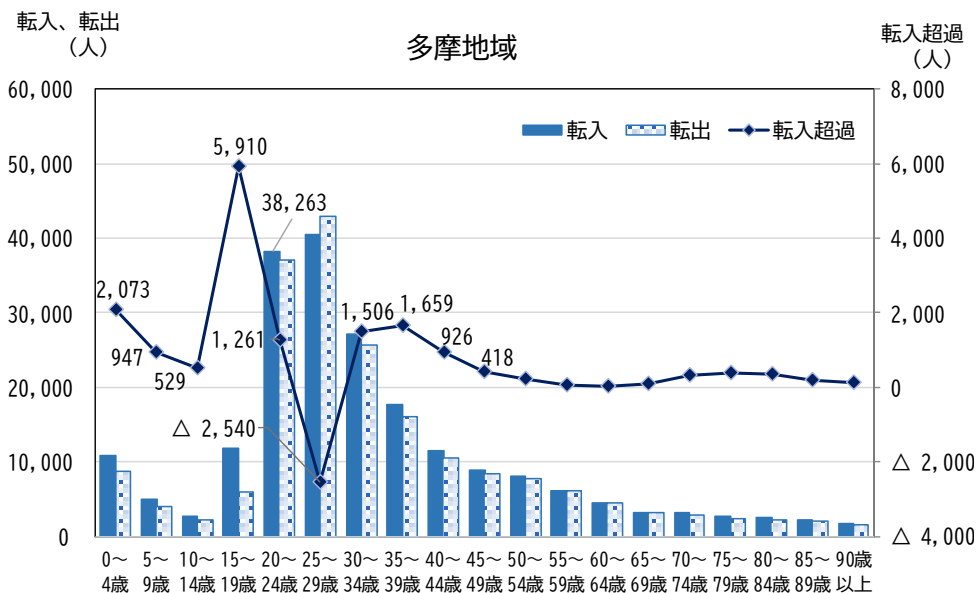
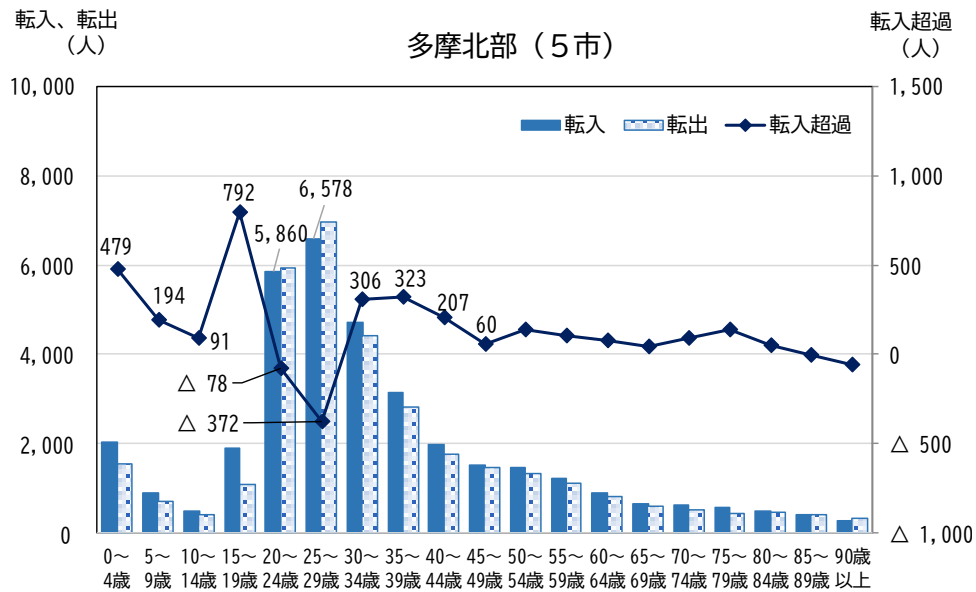
「人口の動き」(東京都総務局統計部) から作成
(「東京都の人口(推計)」(東京都総務局統計部) における変動要因別人口)

本圏域における転入・転出を、令和 5 (2023) 年の年齢段階別にみると、15～19 歳の転入超過が 792 人で最も多く、0～4 歳 (479 人)、35～39 歳 (323 人)、30～34 歳 (306 人) と続き、80～84 歳までの段階で転入超過となっています。多摩地域全体では、15～19 歳、20～24 歳、0～4 歳、30～34 歳、35～39 歳の順に転入超過が多く、本圏域は多摩地域全体と概ね同様の傾向を示しています。

15～19 歳での転入超過は、圏域をはじめ、多摩地域に多数立地する大学等への入学によるもので、卒業に伴い転出していることが推測されます。

20～24 歳、25～29 歳は、転入、転出とも最も多い年代ですが、区部では、転入超過が大きいのにに対して、本圏域や、多摩地域全体では転入と転出が均衡する傾向が見られます。

令和5(2023)年度 年齢別転出・転入数（他道府県間・都内間移動）



東京都住民基本台帳人口移動報告（東京都総務局統計部）から作成

(2) 人口減少による社会変容

(労働市場への影響)

日本の労働力人口は、今後、人口減少や少子高齢化の影響により減少していくことが見込まれています。その一方で、令和6(2024)年の就業率が4年連続の上昇となり、多様な働き方が広がっていくなか、女性や高齢者の就業も増えております。

また、地域の社会・経済を支える人材として、外国人住民の重要性が増しています。

今後も持続的に発展していくためにも、だれもが活躍できる社会に向け、多様な働き方を選択できる環境整備などを進めていくことが求められています。

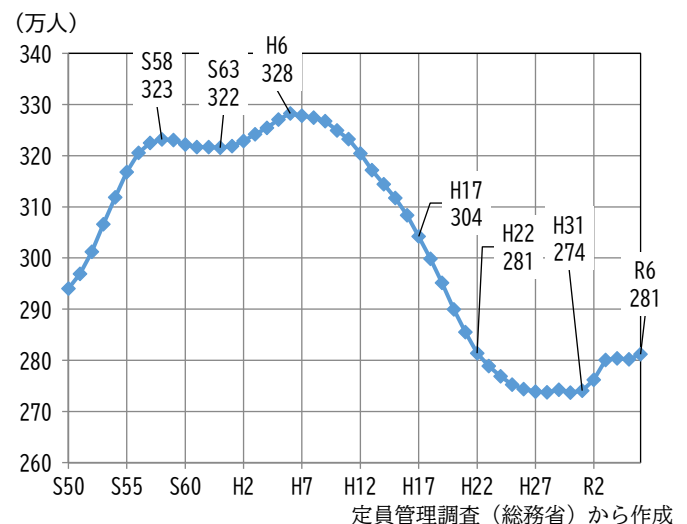
(行財政への影響)

人口減少とそれに伴う経済・産業活動の縮小は、国・地方自治体の税収の減少につながる事が予想されます。

人口増加期に集中的に整備された道路や下水道管渠などの都市インフラや、公共施設などの社会資本ストックの更新需要の高まりや、高齢者の増加による社会保障関係費が増加、少子高齢化に対応するための子育て環境の改善や次世代の育成への投資など、厳しい財政状況にあります。

全国の地方自治体職員は、平成6(1994)年をピークに減少し、全国的に行政改革が行われた平成17(2005)年から平成22(2010)年までは、大きく減少しました。その後、緩やかな減少、横ばいとなっていました。令和3(2021)年に上昇し、また、横ばいに転じています。しかし、人口減少時代において、職員の必要数に対し、なり手は減少しており、人材の確保が課題となっています。

全国 地方自治体の職員数の推移



(都市の様相への影響)

人口の減少は、土地利用などの都市の様相へも大きな影響を与えます。

東京都では、新たに建てられた住宅が令和6(2024)年度で約12.3万戸となる一方、空き家は増えており、地域経済の停滞や治安・景観の悪化などにより、地域の魅力を低下させることが懸念されています。

高齢化や後継者不足を背景に、全国的に農家の減少が続いています。離農や宅地化の増加により、農地も減少しています。

(3) 地球環境の変化

(気候変動)

世界各地で異常高温や大雨などの極端な気象・気候現象が発生し、日本でも、線状降水帯や台風などの豪雨による河川の氾濫や浸水被害、土砂災害の脅威が高まっています。

こうした異常気象の原因として、エルニーニョ現象などの自然的要因と、地球温暖化などの人為的要因が挙げられます。脱炭素につながる新しい暮らしと 2050 年カーボンニュートラル及び 2030 年度削減目標の実現に向けた「デコ活」や、GX（グリーン・トランスフォーメーション）など、社会経済システムの変革が求められています。

（大規模災害等の脅威）

我が国では、毎年のように地震や風水害・土砂災害等の自然災害が発生しています。また、大規模火災や危険物事故、大規模な交通事故や鉄道事故などの事故災害、テロによる災害が発生する可能性もあります。ハード・ソフト両面からの対策が重要です。

（４）デジタル社会の実現

令和 2（2020）年 12 月に「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」が政府において決定されました。目指すべきデジタル社会のビジョンとして、「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」が示されました。

自治体に向けては、「デジタル・ガバメント計画」における自治体関連の各施策について、重点的に取り組むべき事項などを取りまとめた「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」が策定され、自治体情報システムの標準化・共通化や行政手続のオンライン化、AI・RPA の利用促進など、持続可能な形で行政サービスを提供していくため、大きな変革が進められています。

デジタル技術を活用した行政サービスの高度化は、財政制約に対応しつつ住民利便性向上を図る鍵であり、IT 人材の不足、調達コスト、AI 利用に伴うガバナンスリスクへの対応を検討しつつ、取組を進める必要があります。

（５）持続可能な圏域づくりに向けて

世界共通の目標である「持続可能な開発目標（SDGs）」には、2030 年までに達成すべき 17 の目標が設定されています。SDGs の目標にもあるよりよく生きる幸福追求「ウェルビーイング」は、近年、行政施策における指標や目標などになっています。

また、誰もが役割と生きがいを持ち、互いに支えたり、支えられたりする関係が循環するとともに、地域での生活を構成する幅広い関係者による参加と協働により、持続的発展が期待できるような地域共生社会の実現が求められています。

こども基本法の制定を踏まえ、これまで以上に、子どもの健やかな成長を社会全体で支援するための包括的な体制整備も求められています

これらの実現は、地域の活性化にもつながるものでもあり、これからも様々な取組を進めていく必要があります。

Ⅳ これまでの広域連携プランにおける取組状況

1 水と緑にあふれ環境にやさしい多摩六都

【みどりの計画的な創出】

東京都と都内区市町による「都市計画公園・緑地の整備方針（平成18(2006)年3月策定、平成23(2011)年12月及び令和2(2020)年7月改定）」に基づき、都立六仙公園（東久留米市）、都立東伏見公園（西東京市）、都立小金井公園（西東京市、武蔵野市、小金井市）、都立八国山緑地（東村山市）の都立公園・緑地の整備が進んでいます。

○ 大規模公園の整備

都立六仙公園（平成18年4月開園 計画面積 15.0ha）開園面積 6.59ha ＊
都立東伏見公園（平成25年4月開園 計画面積 13.7ha）開園面積 5.25ha ＊
都立小金井公園（昭和29年1月開園 計画面積 146.9ha）開園面積 80.49ha ＊
都立八国山緑地（平成2年6月開園 計画面積 39.2ha）開園面積 37.15ha ＊
＊ 開園面積は令和6年1月末現在。公園調書、東京都建設局資料による。

【みどりの効果的な保全】

圏域内の身近なみどりに触れ、その重要性を再認識するとともに、一層のみどりの保護、緑化推進意識の向上を図ることを目的に、圏域住民を対象に、「水と緑ウォッチングウォーク」を実施しました。

また、公園緑地等の整備・管理運営における、指定管理者制度やPark-PFIなどの公民連携の取組の推進として、令和6(2024)年7月にセミナーを開催しました。多様な事例の紹介をしつつ、これからのまちづくりにおいて、公園が起点となり、公民連携で取り組みながら、地域の価値向上や生活の豊かさにつなげていく、公園緑地の可能性と存在価値を改めて確認する機会となりました。

○ 水と緑ウォッチングウォーク（多摩六都フェア）

	主なコース（所在市、箇所名）	参加者
令和3年度	（西東京市）都立東伏見公園→石神井川→下野谷遺跡公園→千川上水→都立狭山・境緑道→おおぞら公園→都立小金井公園 （小平市）→都立狭山・境緑道→花小金井南市民広場	40人
令和4年度	（東村山市）都立東村山中央公園→野火止用水 （小平市）→小平神明宮→彫刻の谷緑道→玉川上水→玉川上水駅	82人
令和5年度	（小平市）玉川上水駅→玉川上水・小平監視所～新小川橋→上水新町一丁目特別緑地保全地区→小平市立中央公園→ふれあい下水道館→府中街道・鎌倉街道→新小平駅	79人
令和6年度	（東村山市）東村山駅→弁天池公園→北山公園→八国山たいけんの里→都立八国山緑地→下宅部遺跡はっけんのもり→多摩湖町1丁目第1仲よし広場→都市計画緑地「薬師山緑地」→廻田緑道→せせらぎの郷多摩湖緑地→都立狭山公園→多摩湖→多摩湖駅	80人
令和7年度	（東村山市）萩山駅→萩山公園→四季の森公園→野火止用水→稲荷公園→万年橋のケヤキ→空堀川下堀広苑→空堀川青葉緑道→国立療養所多磨全生園→大沼田緑地→農とみどりの体験パーク（秋津ちろりん村）	83人

○ セミナー、シンポジウム

「公園緑地等における公民連携や市民参加・協働による取組の推進」に関するセミナー（緑化専門委員会主催）

令和6年度：東村山市役所いきいきプラザ

【脱炭素化に向けた資源循環の推進】

5市では、家庭ごみの有料化や、戸別収集のほか、廃食用油や小型家電の回収、リサイクルフェアの開催、フードドライブなどを実施し、資源循環の推進に努めています。

圏域における一般廃棄物中間処理は、秋水園（東村山市）、柳泉園組合（清瀬市、東久留米市、西東京市）、小平・村山・大和衛生組合（小平市、東大和市、武蔵村山市）で実施しています。

柳泉園組合では、令和19(2037)年度稼働を目標に、新清掃施設の整備を進めており、小平・村山・大和衛生組合では、令和7(2025)年10月から新しい可燃ごみ焼却施設の運転を開始しました。

温室効果ガス削減のため、各市において、小・中学校、学童クラブ、総合体育館、地域センターなどの公共施設に、太陽光発電システムを設置しています。また、電気自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車（PHV）、低排出ガス車などを、購入、リース等により導入しています。

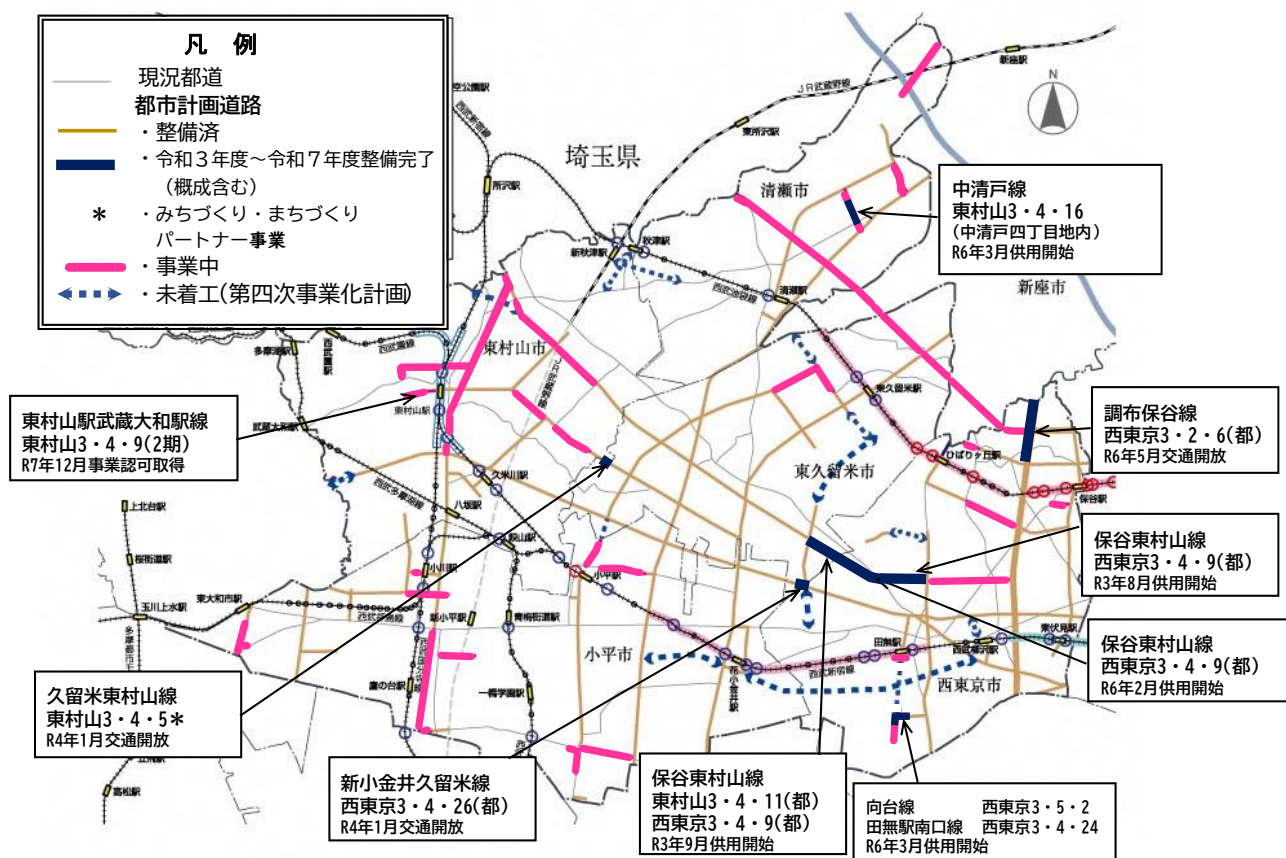
2 都市基盤が充実した多摩六都

【道路整備事業の着実な促進】

都市計画道路の整備については、「多摩地域における都市計画道路の整備方針（第三次事業化計画）」（平成27(2015)年度まで）及び「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」（平成28(2016)年度から令和7(2025)年度まで）を踏まえ、「優先整備路線」について、着実な整備が進められています。

また、令和8(2026)年3月に策定される、令和8(2026)年度以降の新たな「東京における都市計画道路の整備方針」を含め、今後も着実な整備が求められます。

都市計画道路の整備状況（令和3(2021)年度～令和7(2025)年12月）



【鉄道輸送の円滑化の促進】

圏域では、東京都が策定した「踏切対策基本方針」（平成16(2004)年6月）において「鉄道立体化の検討対象区間」として5区間が抽出されています。このうち、事業中の区間の地元市では、鉄道立体化に合わせたまちづくりの取組を進めています。検討対象区間の地元市でも、鉄道立体化の機運の醸成に向けた取組を行っています。

また、同じく東京都が策定した「鉄道駅バリアフリーに関する優先整備の考え方」（令和元(2019)年9月）を踏まえ、鉄道事業者が策定した整備計画により、ホームドアの整備等、駅施設のバリアフリー化の取組が行われています。

○ 道路と鉄道の連続立体交差化

西武新宿線他2路線(東村山駅付近)連続立体交差事業(都施行)

鉄道付属街路整備事業(都施行3路線、東村山市施行2路線)

平成24年10月 都市計画決定 平成25年12月 事業認可・事業着手 令和5年9月 事業認可変更

西武新宿線井荻駅～西武柳沢駅間連続立体交差事業(都施行)

令和3年11月 都市計画決定 令和6年3月 事業認可・事業着手

○ 駅施設の安全性・利便性の向上(バリアフリー化)

東村山駅(西武新宿線、国分寺線、西武園線)

ホームドア整備

整備中：西武新宿線東村山駅

西武新宿線花小金井駅

西武池袋線保谷駅

(令和7年度未完了予定)

今後整備予定：西武新宿線小平駅

西武新宿線田無駅



西武新宿線下りホームホームドア稼働
(令和7年6月)

【地域公共交通(鉄道以外)の利便性向上】

各市において、地域住民や地域の交通関係機関と地域公共交通会議を実施しています。コミュニティバス・コミュニティタクシーの運行や実証実験等の取組を行っています。

小平市	- 小平南西部地域乗合タクシー実証実験運行を実施(令和6年6月～令和7年5月30日) - にじバスのダイヤ改正(令和6年10月)	 	にじバス ぶるべー号
東村山市	- グリーンバスのダイヤ改正(令和4年10月) - 予約型乗合交通の実験運行を実施(令和7年1月20日～6月30日)		グリーンバス
清瀬市	- ダイヤ改正(令和7年10月) - 令和5年度にコミュニティバス車両1台をEV車に更新し、令和7年度に2台目を導入予定		きよバス
東久留米市	- デマンド型交通「くるぶー」本格運行 - 合わせてAIを活用した交通システムの導入年齢要件の緩和等を実施(令和7年4月より、令和2年3月から5年間実験運行を実施)		くるぶー
西東京市	- 令和2年度実施のダイヤ改正の効果検証等のため調査を実施(令和4年度) - 市南部の公共交通空白地域での実証運行を実施(令和7年10月から令和9年3月まで(予定))		はなバス

3 様々な立場の人が暮らしを支えあう多摩六都

【圏域で連携した疾病予防・健康管理の促進】

圏域における地域保健医療の推進のため、保健所を中心とした北多摩北部地域保健医療協議会により、各市や医療、福祉関係者等が連携しています。

また、平日準夜小児救急診療、小児の定期予防接種や高齢者のインフルエンザ予防接種においても、広域連携を実施しています。

【誰もが暮らしやすい多様性に富んだ地域づくり】

子育て中の女性、高齢者や障がい者などの就労支援やコミュニティづくりを各市だけではなく、近隣市と情報共有等行いました。

多文化共生社会の実現に向け、意見交換会を実施し、日本語教育や災害時の対応・情報発信など、各市の現状と課題を共有し、広域での取組に向けた検討を進めています。

「あつまれ人権の森 ～親子でたのしむ多磨全生園～」の開催や、東京都主催のヒューマンライツ・フェスタ東京への出展など、様々な形でハンセン病問題の周知啓発を行っています。

また、令和7(2025)年3月には「国立療養所多磨全生園将来構想」が策定され、その実現に向けた取組を実施しています。

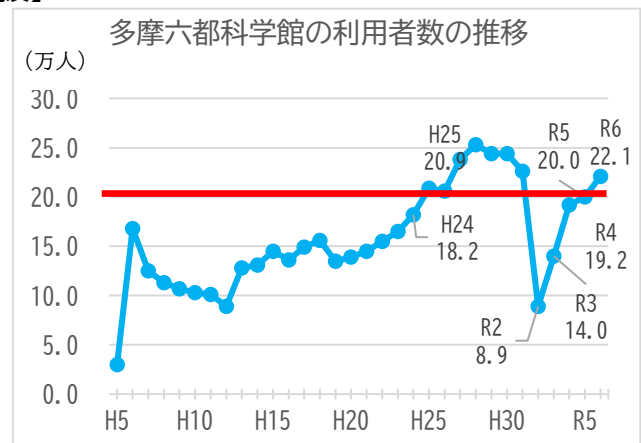
4 文化を育みスポーツに親しむ多摩六都

【多摩六都科学館の効果的・効率的な運営支援】

平成24(2012)年度から指定管理者制度を導入し、平成25(2013)年度以降、利用者数が20万人を超える水準で推移していましたが、令和2(2020)年度に、新型コロナウイルス感染症拡大による臨時休館などにより、大きく利用者数が減少しました。その後、徐々に利用者が戻り、令和5(2023)年度には、再び20万人を超えました。令和6(2024)年3月に開館30年を迎え、同年12月には500万人目の利用者を迎えました。

魅力的な科学館づくりの一環として、企画展を実施するとともに、地域の研究機関等と連携した講演会・サイエンスカフェの実施や、学校連携事業、地域の魅力の発信を行っています。

また、子どもたちの健全育成を目的に、多摩北部広域子ども体験塾を開催しています。



新型コロナウイルス感染症拡大防止のため臨時休館
 ・令和2年2月29日から5月31日まで
 ・令和3年4月25日から5月31日まで

○ 圏域行政の発展のために行う連携事業

企画展

	春	夏	秋	冬
令和3年度	47 都道府県の石 「県の石」を見てみよう	パズル島へようこそ 2021	小さなともだち ～だんごむしの世界～	ロクト・ロボットパーク
令和4年度	ためしてわかる！伝えたい な！Do サイエンス SHOW	貝の世界 見てみるかい？おくぶかい！	47 都道府県の石Ⅱ もっと「県の石」を見てみよう	
令和5年度	昆虫細密画の世界 ～中西 章作品展～	魚の口 ～食べるは生きる～	プラネタリアム100年 歴史としくみ	
令和6年度	多摩六都科学館 30 周年ヒストリー	開館 30 周年特別企画展 ロクト昆虫図鑑	—	
令和7年度	カレーのヒミツ展	遊園地の科学 ～アトラクションのひみつ～	—	

地域の魅力発信

自然観察会（黒目川、東村山中央公園）、大人向け講座の実施

圏域市民感謝デー（開館記念日）の開催、圏域各市の「市民ウィーク」の開催

多摩北部広域子ども体験塾 5市が多摩六都科学館と連携し、実施。

令和3年度：たまろくまちの探検隊・謎解きミュージアム

令和4年度：目指せ、謎解きクリエイター！「たまろくまちの探検隊 謎解きミュージアム2022

令和5年度：出動！たまろくちゃんねる～君だけの景色を見つけにゆこう～夏の謎解き探検編&秋の映像づくり編」

令和6年度：宇宙をみる！知る！学ぶ！～最先端の宇宙科学と星を体感しよう！～

令和7年度：たまろく恐竜ラボ きみも博士だ！恐竜調査に乗りだそう！

【共催事業・施設相互利用の推進】

圏域住民の市域を超えた相互理解、連携を深めるため、5市によるイベント「多摩六都フェア」を実施しています。

5市の市立図書館の相互利用を実施しており、5市の共通利用カードによる利用者登録を行っています。また、相互利用パンフレット「多摩六都・図書館案内」（年1万5千部）や視覚障がい者向け「多摩六都・録音図書案内」の発行などの共同事業を実施しています。

○ 多摩六都フェアの実施

文化事業

名 称	概 要
こだいら合唱団演奏会 (小平市)	音楽文化豊かな多摩六都の形成のため、毎年、圏域市民からなる「こだいら合唱団」を結成し、圏域内を活動拠点とする市民オーケストラと共演する。 令和3年度・令和4年度：新型コロナウイルス感染症拡大防止により中止 令和5・7年度：小平市民オーケストラ、令和6年度：東村山市交響楽団
多摩5美術展(旧「多摩北部5市美術家展」令和6年度より改称)	圏域内の文化芸術の普及、交流を目的に、圏域を代表する著名な芸術家の作品を身近で鑑賞する機会を設ける。 令和3年度：東村山市、令和4年度：清瀬市、令和5年度：東久留米市、令和6年度：西東京市、令和7年度：小平市にて実施
ぴゅあ あーと展 (東久留米市)	障がいのある方の作品の選考会・表彰セレモニー、作品の展示を実施することで、障がい者と健常者の相互理解を促している。 令和3年度：新型コロナウイルス感染症拡大防止により中止
課題別ワークショップ (西東京市)	文化事業を通じた相互交流を目的に、ワークショップとその発表の場（発表会、展覧会）を開催している。 令和3年度～令和7年度：障がいのある中高生を対象としたパラアート制作、巡回展覧会

青少年健全育成事業

名 称	概 要
ヤング・ダンスフェスティバル (小平市)	圏域の高等学校の生徒を対象に発表の場を提供。地域に高校生が活躍する場を作り、運営を通じて自主性を育むとともに、地域貢献の喜びを持たせることを目的とする。
ヤングライブフェスティバル (東村山市)	圏域に在住・在勤・在学する青少年に日頃の活動成果を発表する場を提供。実行委員会への参画など、参加者の交流と育成を促している。
高校生写真展 (清瀬市)	日頃制作した写真作品の発表の場を設けている。高校生同士の交流を図ることで、写真を通じた感性や創造性を発見し、様々な考え方を学ぶ場となっている。

※各事業とも、令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止により中止

○ 図書館の相互利用

利用登録者数（年度内に1回以上利用）（人）

	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
図書館所在市の住民	97,136	100,394	101,729	101,645
圏域住民（所在市以外）	11,343	11,281	11,528	11,511
圏域外	8,588	7,921	8,099	8,420
合 計	117,067	119,596	121,356	121,576

構成比（％）

R3	R4	R5	R6
83.0	84.0	83.8	83.6
9.7	9.4	9.5	9.5
7.3	6.6	6.7	6.9

○ 屋内スポーツ施設の相互利用

小平市：市民総合体育館、萩山公園卓球室(令和7年度末施設閉鎖) 東村山市：市民スポーツセンター
清瀬市：市民体育館、しあわせ未来センター 東久留米市：スポーツセンター
西東京市：スポーツセンター、総合体育館、南町スポーツ・文化交流センター「きらっと」

○ 多摩六都スポーツ大会

	開催市	大会名(種目)	会場	参加者
令和3年度	清瀬市	2021 ボッチャ多摩六都カップ	東村山市民スポーツセンター	63人
令和4年度	西東京市	2022 ボッチャ多摩六都カップ	西東京市スポーツセンター	72人
令和5年度	小平市	たまろくとクリーンウォーキング	小平駅・花小金井駅→たけのこ公園	40人
令和6年度	東久留米市	たまろくとクリーンウォーキング	東久留米駅→西口中央公園	13人
令和7年度	東村山市	スポーツDX体験会	東村山市民スポーツセンター	120人

5 人をひきつけ街がにぎわう多摩六都

【多摩六都の産業・観光の魅力向上】

圏域の観光名所、文化施設、神社仏閣、特産品、人物などを取り上げた回遊イベントの実施により、圏域の魅力を発信しています。

各市において、地域ブランド農産品や直売所のPRを行っています。協議会ホームページ「たまろくナビ」でも、各市の特産物を紹介しています。

令和6(2024)年度より10(2028)年度まで、多摩・島しょ広域連携活動助成金を活用した「多摩六都の魅力発掘・発信プロジェクト」に取り組んでいます。令和6(2024)年11月に観光ガイドブック「たまろくとMiniTrip」を発行しました。令和7(2025)年度は多摩六都の自然、味、モノ、人の魅力を発信する動画制作に取り組みました。

○ 地域資源を活かした魅力発信の取組

TAMA☆ろくと巡礼物語！北多摩TOKYOアニメスタンプラリー(参加者数 令和3年度：6,632人、令和4年度：826人、令和5年度：519人、令和6年度：714人、令和7年度：546人※令和3年度は紙台紙配布数、令和4年度以降はアプリ登録者数)

主催：東京都商工会連合会多摩観光推進協議会

共催：小平商工会、東村山市商工会、清瀬商工会、東久留米市商工会、西東京商工会

協力：多摩北部都市広域行政圏協議会、小平市、東村山市、清瀬市、東久留米市、西東京市

【情報発信の強化】

「多摩六都」多摩北部都市広域行政圏協議会ニュースを、圏域内を中心に配布しています。

協議会ホームページ「たまろくナビ」では、本協議会の計画や取組、散歩コースや名所・特産品紹介などの情報を発信しています。令和5(2023)年1月に、ウェブアクセシビリティへの適格化やスマートフォンで見やすいデザインの実現などを目的とし、サイトリニューアルを実施しました。

○ 「多摩六都」多摩北部都市広域行政圏協議会ニュース

	特集記事(第1面見出し)	内 容	発行部数
令和3年度	多摩六都のみどりをめぐる	5市の散歩コースを紹介	208,000部
令和4年度	多摩六都 水の散歩みち	圏域の水辺環境を軸に周辺のスポットを紹介	203,000部
令和5年度	たまろくめぐり	圏域の名所や野菜・果物を紹介	203,000部
令和6年度	たまろくとマンホールの旅	個性豊かな5市のマンホールを紹介	203,000部
令和7年度	たまろく鉄道駅めぐり	各市が厳選したおすすめの駅やその魅力を紹介	199,800部

協議会ニュース
(No. 36 令和 7(2025)年 9 月発行)



たまろくナビ (イメージ)



6 新たな行政ニーズに対応していく多摩六都

【行政サービスに関する広域連携の研究】

各市では、公共施設マネジメントの計画等を策定し、その中で、近隣自治体等との施設の相互利用、共同運営、サービス連携などの広域連携の視点の必要性を示しています。

本協議会では、各市の公共施設マネジメントの取組や将来的な広域連携の検討も視野に、定期的な情報交換を行っています。

○ 公共施設マネジメントに係る計画における広域連携の取扱い状況

市 名	概 要 等
小 平 市	令和 4 年 3 月 公共施設等総合管理計画、公共施設マネジメント推進計画 改定 (計画期間：令和 4 年度～令和 12 年度)
東 村 山 市	平成 28 年 6 月 公共施設等総合管理計画 策定 (計画期間：平成 28 年度～令和 12 年度)
清 瀬 市	令和 4 年 3 月 公共施設等総合管理計画【改訂版】 策定 (計画期間：令和 4 年度～令和 33 年度)
東久留米市	令和 5 年 2 月 公共施設等総合管理計画 改訂 (計画期間：平成 29 年度～令和 12 年度)
西 東 京 市	令 和 6 年 3 月 公共施設等総合管理計画 改定 (計画期間：令和 6 年度～令和 15 年度)

【スマート自治体の実現に向けた連携】

情報システムの広域連携として、小平市、東村山市、東久留米市が、令和 4 (2022) 年 1 月から自治体クラウドによる住民情報システムの共同利用を始めました。

令和 2 (2020) 年度に「情報セキュリティ監査項目一覧シート」を策定しました。このシートの活用や項目のバージョンアップ等を検討するとともに、情報セキュリティポリシー等に基づく内部監査に関する取組を共有し、情報セキュリティの向上を進めました。

本 論

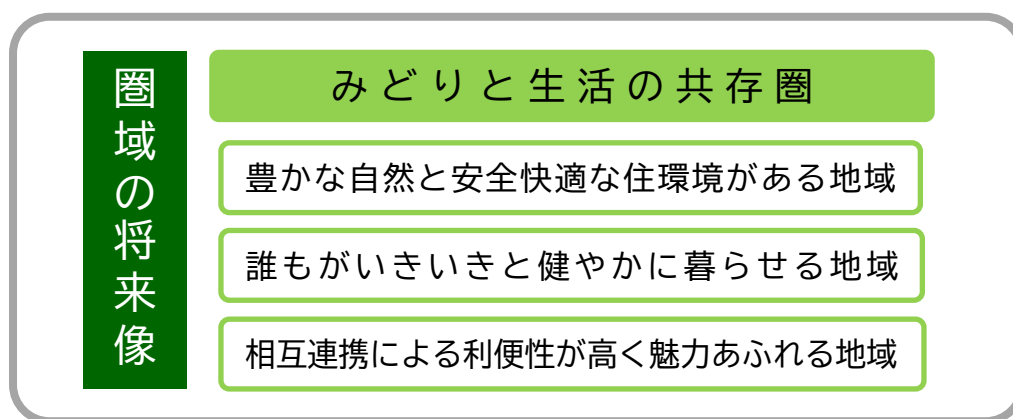
V 広域連携プラン 総論

1 圏域の将来像

本圏域は、武蔵野の面影を残す雑木林や屋敷林、農地などの風景が残されており、河川や湧水、用水路などの水辺や公園・緑地の整備も進んできました。また、都心への交通の利便性に優れ、多くの人々が居住する場であるとともに、安心した暮らしとふれあいのある生活の場として成長してきました。

本広域行政圏では、昭和 63(1988)年の多摩北部都市広域行政圏計画の策定当時から、圏域の将来像を「緑と生活の共存圏」※と定め、その実現を目指してきました。

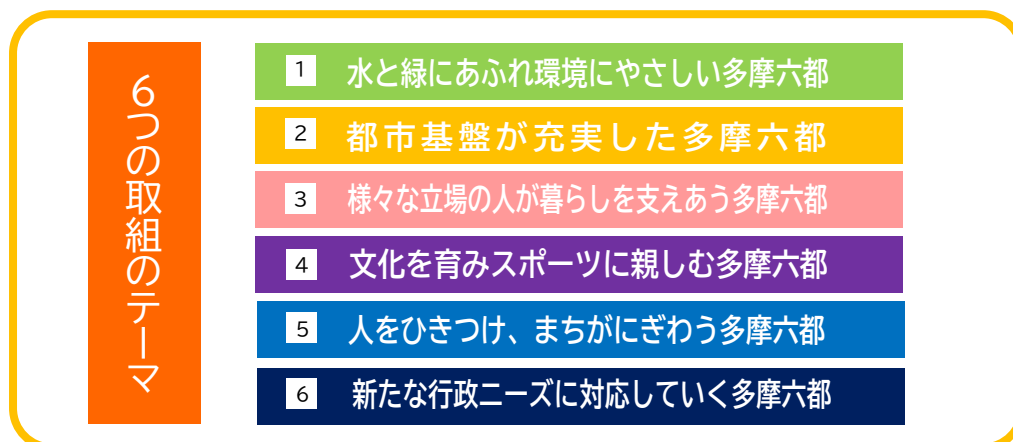
そこで、大都市周辺の住宅都市・生活都市としての本圏域の特性を踏まえ、引き続き、「みどりと生活の共存圏」を、圏域の将来像を示すシンボルテーマとするとともに、3つの地域の姿を示します。



※平成 23(2011)年の多摩六都広域連携プランから「緑」を、水辺環境を含めた総称の「みどり」に改めています。

2 6つの取組のテーマ

これらの圏域の将来像を具現化していくために、5市が連携・協調し目指していく6つの「取組のテーマ」を設定します。



これらの「取組のテーマ」に沿って、圏域の現状と課題、目指すべき方向、取組の内容を示していきます。

3 広域連携プランと SDGs

持続可能な世界の実現に向けて、地方自治体も、地域の住民や企業・団体の他、国や他の自治体など、様々な主体と連携して SDGs の取組を進めていくことが重要です。SDGs の考え方は、5 市が連携・協調して共通の課題に取り組むという、本プランの趣旨に合致しています。

本プランに掲げる取組を SDGs の視点をもって推進していくことを、次の表により示します。

多摩六都広域連携プランと SDGs との関係

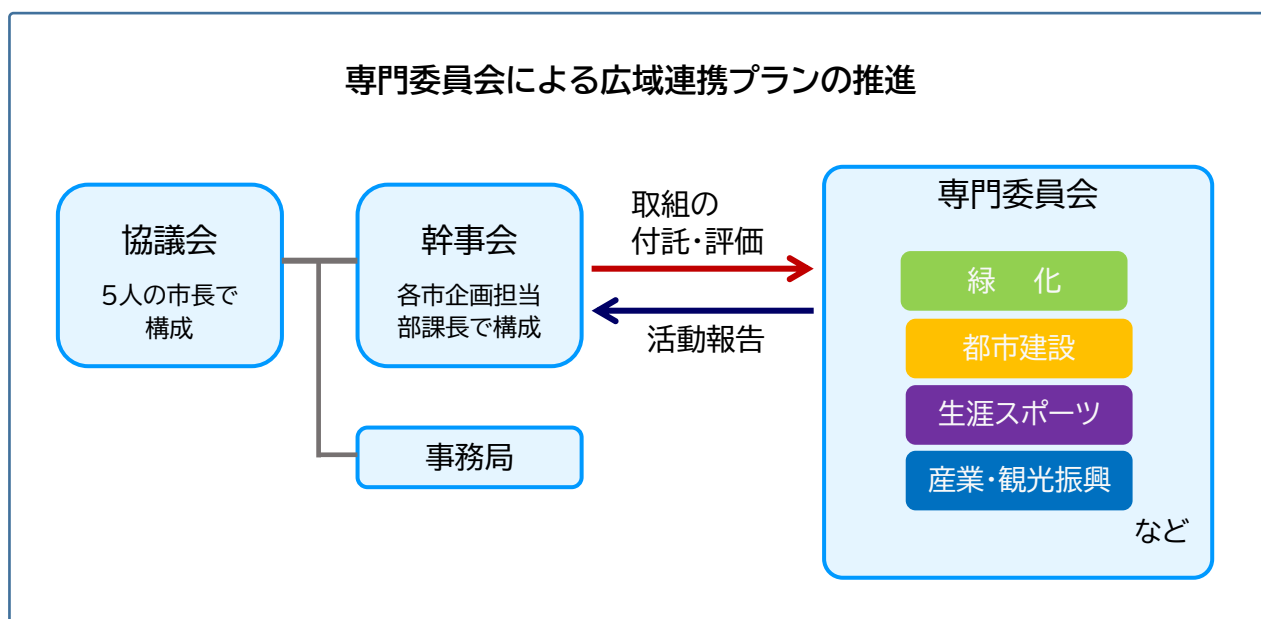
SDGs 17 の目標	広域連携プラン 取組のテーマ	1 水と緑に あふれ環境に やさしい 多摩六都	2 都市基盤が 充 実 し た 多 摩 六 都	3 様々な立場 の人が暮らし を支えあう 多 摩 六 都	4 文化を育み スポーツに 親 し む 多 摩 六 都	5 人をひきつ け、まちが にぎわう 多 摩 六 都	6 新たな行政 ニーズに対応 して いく 多 摩 六 都
 目標1 貧 困 を な く そ う				○		○	○
 目標2 飢 餓 を ゼ ロ に		○		○		○	
 目標3 すべての人に健康 と福祉を		○	○	○	○		
 目標4 質 の 高 い 教 育 を みんなに				○	○		
 目標5 ジェンダー平等を 実現しよう				○			
 目標6 安全な水とトイレを 世界中に		○		○			
 目標7 エネルギーをみんな にそしてクリーンに		○					
 目標8 働きがいも経済成長も				○		○	
 目標9 産業と技術革新の 基 盤 を つ く ろ う			○			○	○
 目標10 人や国の不平等を なくそう				○			
 目標11 住み続けられる まちづくりを		○		○			
 目標12 つくる責任つかう責任		○				○	
 目標13 気候変動に具体的な 対策を		○					○
 目標14 海の豊かさを守ろう		○					
 目標15 陸の豊かさを守ろう		○					
 目標16 平和と公正をすべて の人に				○			
 目標17 パートナーシップで 目標を達成しよう		○		○		○	

4 広域連携プランを推進するための方策

6つの取組のテーマのそれぞれの取組の内容について、各市の担当部署からなる分野別の専門委員会などにより、圏域の共通の課題に計画的に取り組んでいきます。

専門委員会等による取組について、毎年度の活動報告としてとりまとめ、協議会が進捗状況を把握して、評価を行っていきます。併せて、広域的な行政の取組に対する圏域住民の理解が深まるよう、取組に関する情報発信を積極的に行っていきます。

各市が、本協議会以外で連携する分野については、当該組織と情報共有を進めます。また、現在、連携がない分野における、新たな連携の可能性を模索していきます。



VI 広域連携プラン 各論

《広域連携プランの体系》



6つの「取組のテーマ」の下、14の内容を設定しています。

本プランが、5市が連携して行う施策の方向性を示すものであることを踏まえて、協議会の取組の他、各市の取組の状況を情報共有するとともに、新たな連携に向けて調査・研究を行っていきます。

1 水と緑にあふれ環境にやさしい多摩六都

現状と課題

- 都心から近く、豊かなみどり※があることは、本圏域の大きな特徴です。

圏域には、志木街道、青梅街道、五日市街道などの街道沿いに残る、屋敷林や雑木林などの樹林地と農地が短冊状にまとまった歴史的な景観や、農のある風景、柳瀬川や黒目川などの河川や用水路、南沢湧水群などの水辺、小金井公園や狭山丘陵の八国山緑地、多磨全生園「人権の森」など大規模なみどり、玉川上水、野火止用水、狭山・境緑道のみどりのネットワークなど、さまざまな魅力的なみどりが存在しています。

圏域の豊かなみどりは、地域の魅力的な景観を形成するだけでなく、絶滅危惧種のホトケドジョウをはじめとした生物多様性の維持、雨水浸透、二酸化炭素の吸収、ヒートアイランド現象の緩和など多様な面から、なくてはならないものです。人と自然が共生するネイチャーポジティブを実現した都市づくりやグリーンインフラの取組を推進していく上でも、みどりの創出と保全、質の向上は重要な課題です。

※植物の緑だけでなく、水辺環境を含めた総称として「みどり」と表記しています。

- 産業構造の変化や宅地化により、農地や樹林地は年々減少しています。農地は近年25年間で半減しており、生産緑地が圏域面積の約9%となっています。今後も後継者不在や相続税対策等による農地の減少が想定されます。

都市農地には、良好な生活環境の形成のほか災害時の避難場所としての役割が、都市農業には、農産物の生産に加え、文化の継承、食育など多面的な役割が期待されています。圏域の重要な魅力である都市農地・都市農業を保全し、活用することが重要です。

- 都市計画公園・緑地としてのみどりの確保や創出も重要です。東京都・特別区・市町は、令和2(2020)年7月に「都市計画公園・緑地の整備方針」を改定し、令和11(2029)年度までの10年間で優先的に整備する「重点公園・緑地」、「優先整備区域」を選定しました。圏域内では、改定後の追加を含め、15か所(都事業4、市事業11)の優先整備区域が設定されており、着実な整備が必要です。

また、それぞれの公園の個性を引き出し、地域に必要とされる財産とするため、行政・住民・民間事業者が連携し、協働を進める取組や、圏域住民への意識向上を促す取組、民間活力を利用した公園の維持管理の取組を実施していく必要があります。

- 環境への負荷の少ない地域を目指すことも重要です。ごみ、資源の収集は各市で実施し、一般廃棄物は圏域内にある3つの中間処理施設で処理を行っています。今後も適切な廃棄物処理の取組を進めるとともに、廃棄物の抑制や資源の循環などの取組を推進していく必要があります。

- また、猛暑や大雨など気候変動がもたらす影響は、日常生活に大きな影響を与えています。5市は「ゼロカーボンシティ宣言」を表明し、気候変動に影響を及ぼす、温室効果ガス削減の促進に向けた取組を進めています。



目指すべき方向

圏域の貴重な財産であるみどり空間を守り、未来に残していくため、都市計画公園等の整備、既存の公園や緑地・水辺環境及び都市農地の維持や保全、みどりの保全意識の醸成、圏域住民や関係団体との協働に取り組みます。

また、良好な環境を守るため、持続可能な資源の利用、ごみ減量・資源化に取り組み、環境にやさしい地域づくりを目指します。

内容

1-1 都市計画公園・緑地の整備に向けた取組

「優先整備区域」の進捗状況について、5市で情報共有していきます。
東京都の動向を注視し、都事業の着実な実施を、連携して要請していきます。

1-2 みどりの効果的な保全と活用

1-2-1 みどりの保全の推進

様々なコンテンツを活用し、圏域住民に各市の緑地や水辺環境を紹介するとともに、みどりの保全の意識啓発を行っていきます。

市民協働による樹林保全活動や緑の保全に関する補助制度等、みどりの保全や質の向上に向け、5市で情報交換や研究を進めます。

1-2-2 魅力ある公園づくりに向けた取組

指定管理者制度やPark-PFIを活用した公園緑地の維持管理や、アダプト制度、ボランティアの活用について、5市が連携して情報交換や研究を進め、圏域住民にも発信していきます。

1-2-3 都市農地の保全と活用

生産緑地における特定生産緑地制度の活用、農地における貸借制度、農地の創出・再生支援など都市農地の維持・保全に向けた取組や農の体験の実施、地産地消の推進など都市農地・都市農業の保全や活用に対する市民の理解を深める取組について、5市で情報共有・研究を進めます。

1-3 地球温暖化対策の推進

1-3-1 圏域住民の資源循環活動の啓発

圏域住民の循環型社会づくりに対する意識の一層の醸成に向け、啓発活動を推進します。また、SAF（持続可能な航空燃料）など、新たな資源循環への取組について、情報共有を進めます。

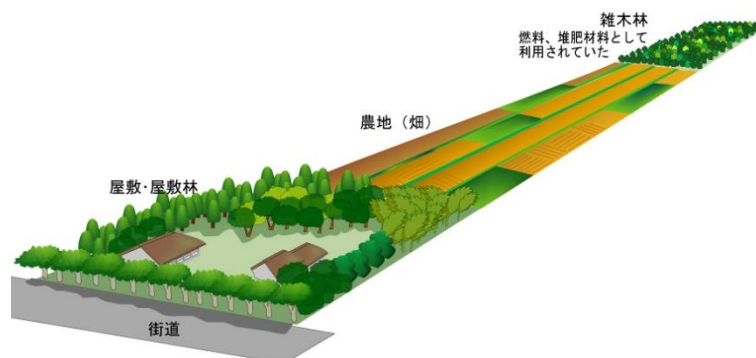
1-3-2 ゼロカーボンシティ実現に向けた取組

2050年までに二酸化炭素を実質排出ゼロにすることを目指し、環境に配慮した設備や機器の導入などを進めるとともに、事業者との連携や他自治体の動向など、5市で情報共有、研究を進めます。

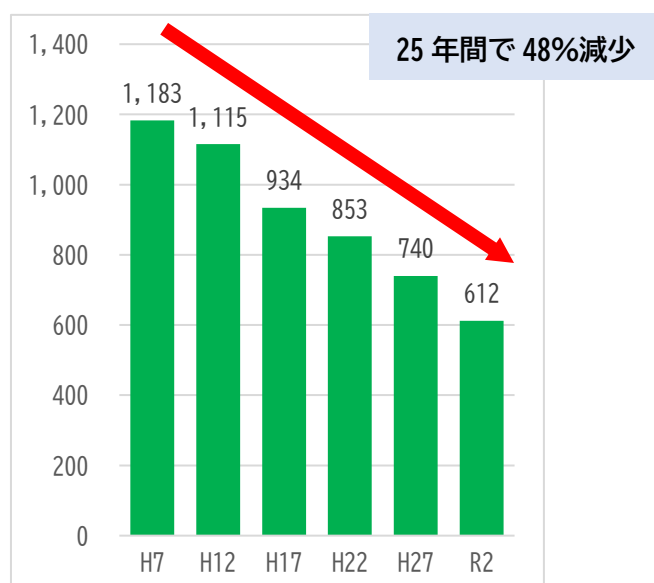
歴史街道沿いのみどり

志木街道（清瀬市）や、風致地区に指定されている青梅街道（小平市）などの歴史ある街道に対して、直角に、細長く地割された短冊型の地割の様子が、今も残っています。

『第二次多摩六都緑化計画』
（平成 19(2007)年 3 月 多摩北部都市
広域行政圏協議会）から引用



圏域における経営耕地面積の推移



農林業センサス（農林水産省）から作成
（東京都統計年鑑から引用）

みどりの保全の意識啓発



（令和 3 年度）



（令和 4 年度）

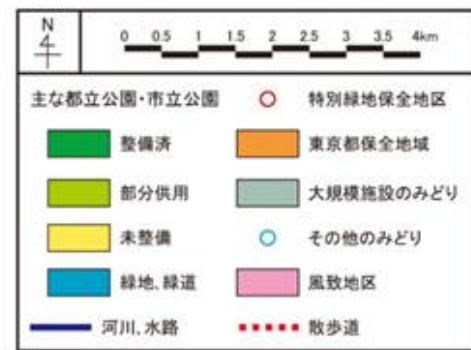


（令和 5 年度）



（令和 6 年度）

多摩六都のみどりの現状と今後の保全・創出の方向



- 東京都保全地域 (歴): 歴史環境保全地域 (緑): 緑地保全地域
- | | | | |
|-------------|-------------|--------------|--------------|
| ① 野火止用水 (歴) | ⑤ 清瀬中里 (緑) | ⑨ 碧山森 (緑) | ⑬ 柳窪 (緑) |
| ② 南沢 (緑) | ⑥ 小山 (緑) | ⑩ 保谷北町 (緑) | ⑭ 東村山大沼田 (緑) |
| ③ 清瀬松山 (緑) | ⑦ 氷川台 (緑) | ⑪ 前沢 (緑) | ⑮ 東村山下堀 (緑) |
| ④ 南町 (緑) | ⑧ 清瀬御殿山 (緑) | ⑫ 東久留米金山 (緑) | ⑯ 玉川上水 (歴) |

小平市

鷹の台公園（小平市たかの台）

開設（予定）：令和9（2027）年度開園予定 面積：約1.3ha

鷹の台公園整備は、Park-PFI 制度及び指定管理者制度の活用により、設計・整備から長期の管理運営まで継続性のある事業となっています。選定された「こだいらパークコネクトグループ」と市が連携しながら、地域の声の具現化や行政課題の解決を図る事業とするため、事業を推進しています。



鷹の台公園イメージ図

東村山市

萩山公園（東村山市萩山町）

開設：令和7（2025）年9月 面積：約12,477㎡（R7.9：5,864㎡）

公園づくりワークショップやアンケート調査等を通じて市民参加型の整備を進めてまいりました。令和7年4月には都市公園法に基づく公募設置管理制度（Park-PFI）を活用した施設「はぎま」がオープンしました。また、インクルーシブ複合遊具やブランコが設置された遊具広場、かまどベンチや防災パーゴラ等の防災施設が整備されています。



インクルーシブ複合遊具と「はぎま」

清瀬市

清瀬花の里公園（清瀬市中里）

開設：令和7（2025）年4月 面積：9096.27㎡

この公園は、市民ワークショップなどから住民意見を取り入れ計画し、工事着工までの間は、オープンパークを行い、多くのボランティアと共に作り上げてきた公園です。オープン後も、200名程の方が花の植え付けイベントに参加し、公園に彩りを加えています。みんなで作っていく、市民参加型の公園です。



花の植え付けイベント

東久留米市

竹林公園（東久留米市南沢）

開設（予定）：令和8（2026）年3月頃のリニューアル 面積：6,103.64㎡

市では竹林公園をフィールドとして令和5年度からバリアフリーの視点を持ち、既存の景観を尊重しながら、多世代交流や遊び、学びの場としての再整備について検討を進めてきました。現在は、小学生とその保護者からいただいた意見をもとにウッドデッキやパーゴラの設置工事を行っており、令和8年3月頃のリニューアルを予定しています。



今回の再整備により、園路は歩きやすくなり、令和8年3月にはウッドデッキ、パーゴラ等の設置を行います。

西東京市

（仮称）ひばりが丘北四丁目公園

（西東京市ひばりが丘北）

開設（予定）：令和9（2027）年度（開園予定） 面積：約2,200㎡

ひばりが丘駅北口西側の地区計画を進める中で、生産緑地を市で購入し、ワークショップ等を通して、市民の憩いの場として親しまれるよう、休憩や小さな子どもの遊び、健康づくりの場として利用できる公園を計画しています。また防災機能も備え、市民に安心を提供できる場を目指しています。



ワークショップで公園の予定地を見学する様子

2 都市基盤が充実した多摩六都

現状と課題

- 都市計画道路は、安全で快適な道路空間の創出を始め、まちづくりの観点から様々な効果が見込まれており、圏域における整備状況として、特に昭和 30 年代以降の人口増加と交通量の増加に対応するべく、東京都と圏域各市は連携して都市計画道路の整備を進めてきました。しかし、近年の土地の細分化等の事由により都全域として整備延長の伸びは鈍化傾向であり、圏域における完成率としては、6 割を超える区部や多摩地域全体に比べ、約 4 割という状況です。

そのため都市計画道路整備を計画的に進めるため、東京都と特別区及び 26 市 2 町は、平成 28(2016)年 3 月に、「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」を策定し、平成 28(2016)年度から令和 7 (2025)年度までの 10 年間で優先的に整備すべき路線として「優先整備路線」を選定しました。圏域内では、29 の優先整備路線（都施行 11、市施行 16、その他施行 2）が選定されており、令和 8 (2026)年 3 月に策定される次期、第五次事業化計画において位置付けられる路線も含め、整備未着手の都市計画道路の対応は喫緊の課題となっています。

- 圏域には、「開かずの踏切」や「ボトルネック踏切」が 36 か所存在しています。踏切による交通遮断は都市活動の妨げとなり、地域の一体化の支障となっています。

東京都が平成 16(2004)年 6 月に策定した「踏切対策基本方針」では、「鉄道立体化の検討対象区間」として 5 区間が抽出され、そのうち、西武新宿線他 2 路線（東村山駅付近）、西武新宿線井荻駅～西武柳沢駅間の連続立体交差事業による整備が進められています。

- 鉄道の利用については、駅を利用する際の安全性や利便性などについて、高齢者や障がい者をはじめとして誰もが安全で円滑に利用できる環境が求められています。

また、都市高速鉄道 12 号線延伸促進協議会（清瀬市・新座市・所沢市・練馬区）において 12 号線（都営大江戸線）の武蔵野線方面への延伸に向けた調査研究や要望活動を実施しており、圏域内と都心を結ぶアクセスの可能性の一つとして、動向を注視していく必要があります。

- 圏域内では、民間バス路線の他に、市のコミュニティバス・コミュニティタクシー等が運行していますが、ドライバー不足や 2024 年問題により、運行ダイヤの見直しの検討などの課題が出てきています。

一方で、道路の狭さやドライバー不足からバスが運行できない交通空白地域も存在しており、各市において、タクシーを活用した移動支援や、デマンド型交通による実証実験などが行われています。



目指すべき方向

地域の活力を維持し持続可能な社会をつくるため、国、東京都、関係機関と連携し、都市計画道路整備や連続立体交差化、地域公共交通の充実等、圏域の交通ネットワークの強化に取り組みます。

内容

2 - 1 道路整備事業の着実な促進

「優先整備路線」を踏まえた都市計画道路の整備に向けて、5市において、市施行・都施行・組合等のその他施行の各路線の進捗状況を情報共有していきます。

また、東京都の動向を注視し、都施行路線の着実な整備を、連携して要請していきます。

2 - 2 鉄道輸送の円滑化の促進

2-2-1 連続立体交差事業の推進

事業中区間の着実な推進、検討対象区間の早期事業化に向け、5市が連携し、東京都その他関係機関へ要望等を行っていきます。

踏切での交通遮断の解消、分断されていた地域の一体化、高架下等の空間利用など、連続立体交差事業に関連するまちづくりについて、情報共有を進めます。

「鉄道立体化の検討対象区間」以外の踏切対策についても情報共有を進めます。

2-2-2 鉄道駅の安全性及び利便性の向上

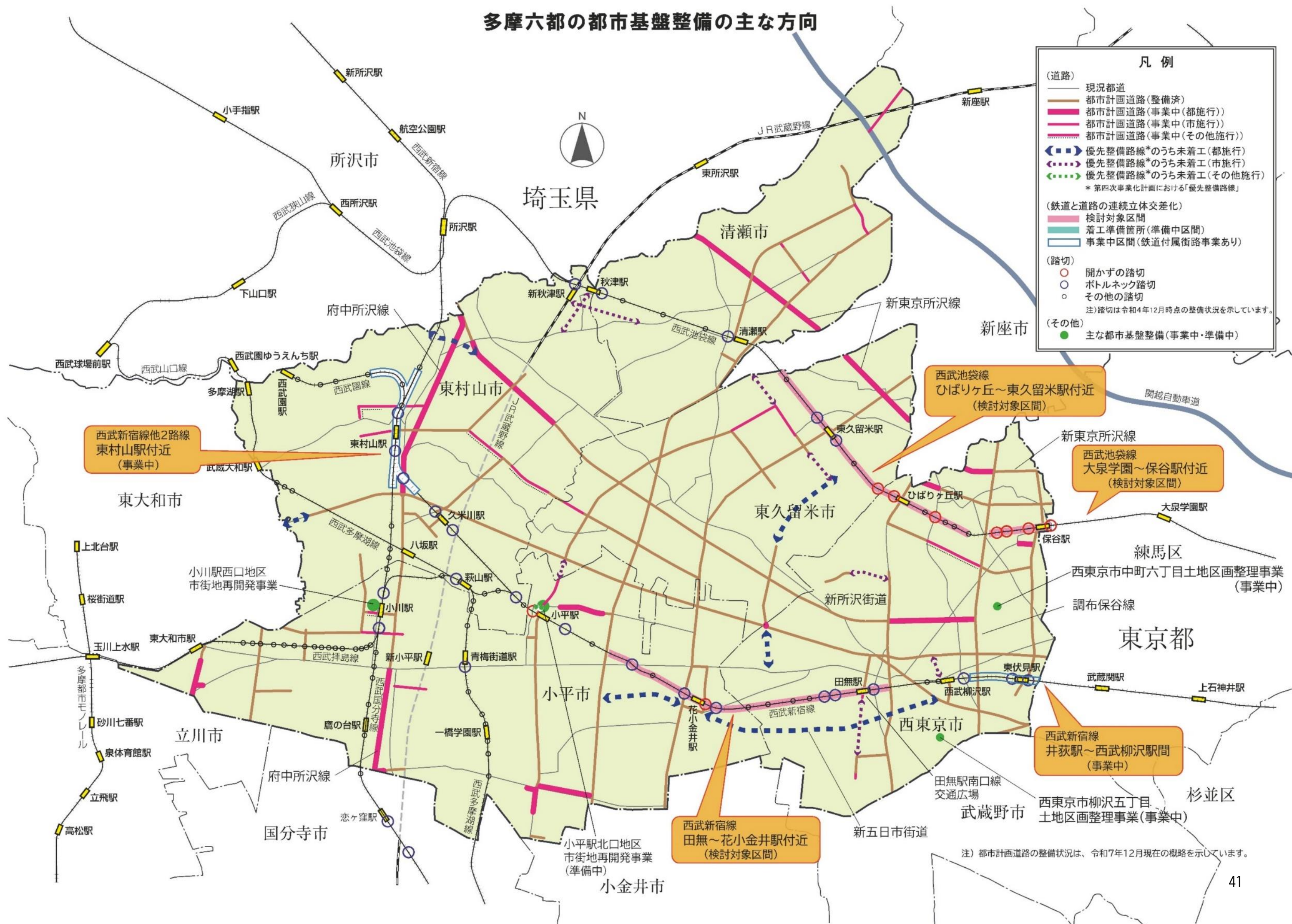
圏域の駅の施設のバリアフリー化については、鉄道事業者の整備計画に基づく事業の進捗状況や、その事業を支援する国や東京都の補助の動向について、5市で連携して情報共有を進め、今後の対応について検討していきます。

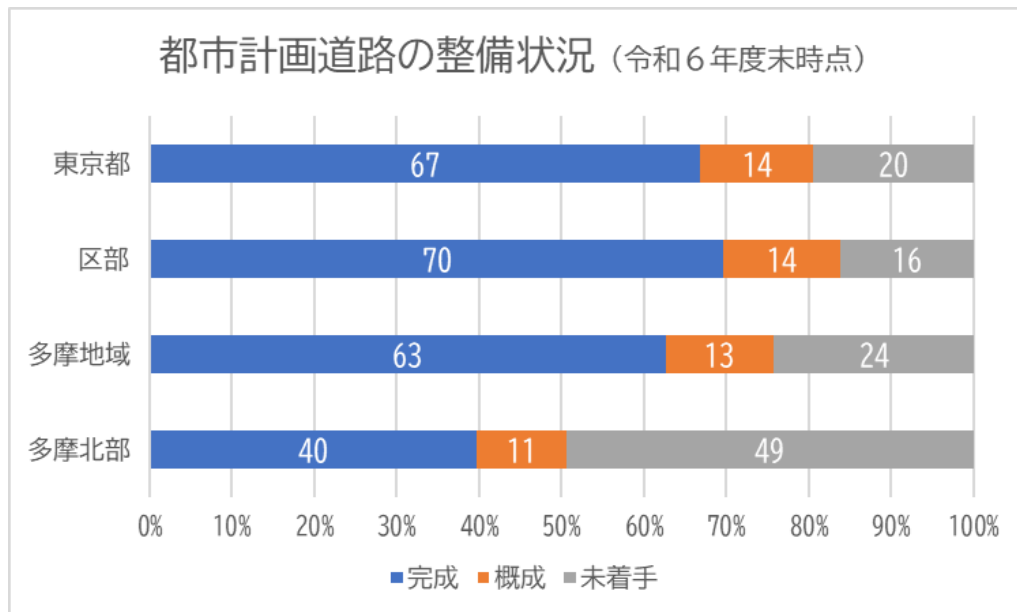
また、圏域の利便性の向上のため、都心へのアクセスの改善について研究し、必要に応じ、連携して関係各署への要請等を行っていきます。

2 - 3 コミュニティバス等の地域公共交通の円滑化の促進

各市のコミュニティバス・タクシー等の地域公共交通や、高齢者等の交通弱者支援等の現状及び課題、そして、今後の取組等について、5市で情報を共有し、持続的な運行に向けた取組について研究していきます。

多摩六都の都市基盤整備の主な方向



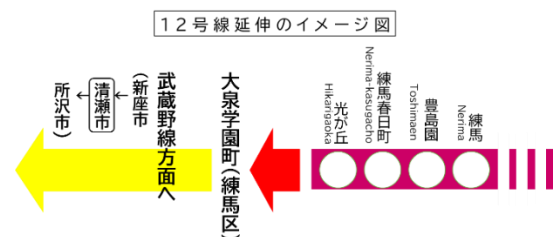


※自転車専用道路を除く。 都市計画現況調査（国土交通省）から作成

都市高速鉄道12号線（大江戸線）^{*}延伸に向けた取組（清瀬市）

清瀬市では、近隣3自治体（新座市・所沢市・練馬区）と都市高速鉄道12号線延伸促進協議会を設置し、交通利便の向上や新駅を中心とした良好なまちづくりを目的とし、都市高速鉄道12号線（都営地下鉄大江戸線）の大泉学園町から新座市及び武蔵野線方面への延伸に向けて、東京都知事及び埼玉県知事への要望や啓発品の作成、先進地の視察及び基礎調査等を行っています。

平成31(2019)年3月には、「都市高速鉄道12号線延伸に向けた基礎調査報告書」において、延伸に向けてこれまで実施されてきた調査内容を整理するとともに、ルート計画・建設計画の検討や沿線まちづくりの検討など、事業化に向けて今後さらに検討が必要な内容を抽出しました。こうした調査結果に加え、東京都及び埼玉県の交通政策の動向を注視し、今後も引き続き延伸に取り組んでいきます。



* 都市高速鉄道12号線（大江戸線）：光が丘～大泉学園町～東所沢までの延伸について、平成28(2016)年4月の交通政策審議会「東京圏における今後の都市鉄道のあり方について（答申）」において、「地域の成長に応じた鉄道ネットワークの充実に資するプロジェクト」として位置付けられています。

3 様々な立場の人が暮らしを支えあう多摩六都

現状と課題

- 圏域では、今後、さらに高齢化が進むことが予測されます。特に、75歳以上の高齢者の増加は著しく、医療や介護の需要はますます増えることが想定されます。また、単身・夫婦のみの高齢者世帯が増えており、地域コミュニティや行政の役割が重要です。
一方、15歳未満や30歳台・40歳台の転入が転出に比べて多い傾向にあり、都心に近くみどり豊かな「生活しやすい地域」として、子育て世代に選ばれています。
様々な立場の人が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるよう、人と人との交流の活性化や多様で豊かなコミュニティづくり、人々が地域でいきいきと活躍できる場の創出が求められています。

- 5市の区域は、東京都が設定する二次保健医療圏※「北多摩北部保健医療圏」と同一で、多摩小平保健所が管轄しています。
同保健医療圏に設置された「北多摩北部地域保健医療協議会」には、保健所、各市、各市の保健医療機関や福祉関係機関、住民の代表などが参加し、健康づくり、疾病の予防、治療、リハビリテーション、介護、災害対策等の地域保健医療を推進しています。
また、5市が小金井市及び東大和市とともに設置する公立昭和病院は、中核病院として高度・急性期医療を担っています。

※二次保健医療圏

入院などの一般的な医療ニーズに対応する区域で、複数の区市町村を単位とする。
保健医療圏はこの他に、住民に密着した一次保健医療圏（区市町村単位）、特殊な医療を提供する三次保健医療圏（都道府県単位）が設定されている。

- 国内の労働力人口の減少や、出入国管理法の改正、経済のグローバル化に伴う国内の雇用環境変化等により、本圏域でも外国人住民が増加しています。
外国にルーツを持つ人が安心して暮らせるようサポートするとともに、互いの文化や習慣を理解し、多文化共生社会を実現していくことが大切です。
- 東村山市には、明治42(1909)年開設の国立療養所多磨全生園と、国立ハンセン病資料館があります。多磨全生園入所者自治会は、ハンセン病の歴史・人権の歴史とともにある豊かな緑、歴史的価値を持つ史跡すべてを「人権の森」として保全・保存し、後世に伝えようと、平成14(2002)年、「人権の森」構想を立ち上げました。令和7(2025)年3月には国立療養所多磨全生園将来構想が策定され、これらの実現に向けて市とともに活動しています。
誰もが差別を受けずに安心して生活できる社会の実現に向け、多磨全生園を圏域全体の財産とし、5市が連携して、さまざまな人権問題に取り組んでいくことが重要です。



目指すべき方向

高齢者、障がい者、子育て世代、外国にルーツを持つ人など、誰もが安心して快適に暮らせる地域を目指して、関係団体と連携し、医療や健康に関する課題に備えるとともに、誰もが互いに認め合える社会づくりに取り組みます。

内容

3 - 1 地域保健医療施策における連携

感染症対策や、在宅医療・介護、災害対策など、5市及び公立昭和病院の保健医療施策を推進するため、北多摩北部地域保健医療協議会における保健所、各市、保健・医療・福祉関係者など関係者の間で情報共有と連携を進めます。

圏域及び近隣の区市との予防接種の相互乗り入れを、引き続き実施していきます。

3 - 2 誰もが暮らしやすい多様性に富んだ地域づくり

3-2-1 地域共生社会への広域での取組

地域に暮らす人々や多様な主体が、さまざまな形でつながり、支えあい助け合い、地域をともに創っていくための取組について、5市で情報共有します。

また、一人ひとりがお互いを尊重し、さまざまな分野で個性と能力が生かせるよう、広く男女共同参画の意識醸成を図るとともに、男女共同参画社会の実現に向け、広域的な取組を検討していきます。

3-2-2 多文化共生社会の実現に向けた広域での取組

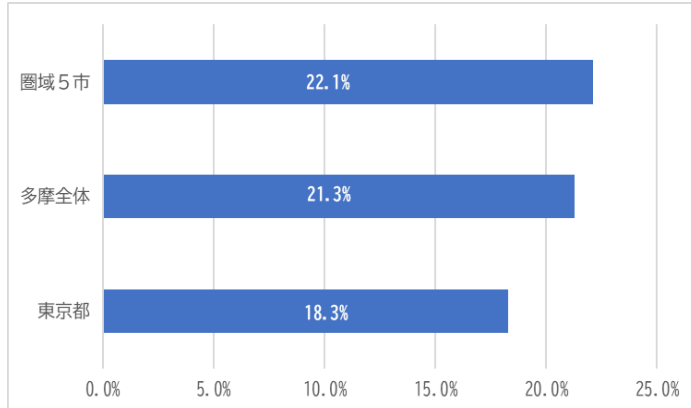
5市において、地域の国際交流組織、外国人支援団体などについての情報交換、災害時の外国人支援や外国につながる子どもの学習支援など、広域での対応が有効と考えられる取組について検討を進め、多文化共生社会の実現に向けた取組を行っていきます。

3-2-3 多磨全生園「人権の森」構想の実現に向けた支援と人権意識の啓発

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（ハンセン病問題基本法）に基づき、「地域の特性や実情に即した療養所の地域開放の実現」が、国・療養所所在自治体（東村山市）、療養所入所者の共通課題となっています。多磨全生園の入所者の平均年齢は89歳を超えており、ハンセン病問題の解決の促進を図るため、今後も東村山市を中心に5市が連携して、「人権の森」構想を含めた将来構想の実現に向けた普及啓発活動を実施していきます。

また、さまざまな人権課題について、人権意識の啓発活動を推進します。

単身・夫婦のみの高齢者世帯の割合（地域比較）



国勢調査（総務省）より作成

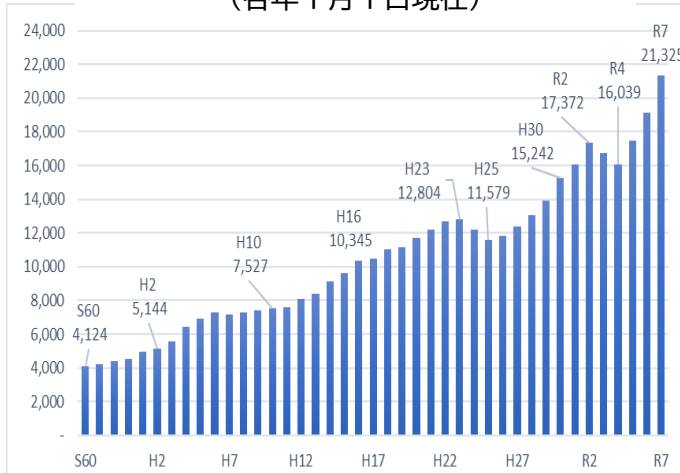
公立昭和病院

公立昭和病院は、昭和3(1928)年7月に設立され、現在は、小金井市、小平市、東村山市、東大和市、清瀬市、東久留米市、西東京市の7市で組織される昭和病院企業団が運営しています。

構成市における高度・急性期医療センターとしての役割を担っています。

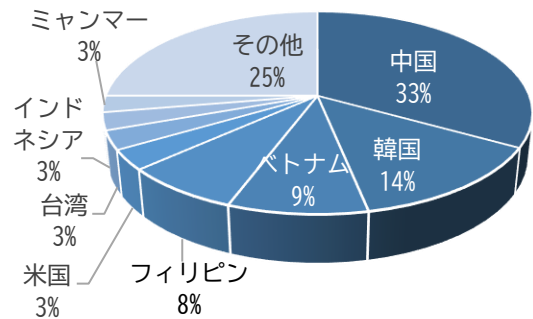


圏域における外国人住民数の推移 （各年1月1日現在）



平成24年度までは、外国人登録者数に基づく数値、
平成25年度以降は、住民基本台帳に基づく数値から作成

圏域における外国人住民の国籍・地域別内訳 （令和7(2025)年1月1日現在）



住民基本台帳に基づく数値から作成

国立療養所多磨全生園と「人権の森」



いのちとこころの人権の森宣言碑



ガイドウォークの様子

4 文化を育みスポーツに親しむ多摩六都

現状と課題

- 教育・文化施設、スポーツ施設の整備と広域的な連携による運営は、昭和 62(1987)年の広域行政圏設置の際に、課題の一つとして位置付けられていた重要な事項です。

これまで5市では、多摩六都科学館の設置（平成6(1994)年）に加え、市立図書館の相互利用（平成3(1991)年から）、管外宿泊施設の相互利用（平成10(1998)年から令和7(2025)年まで）、屋内スポーツ施設の個人開放の相互利用（平成18(2006)年から）を実施し、圏域住民の生涯学習、文化活動、健康づくりに貢献してきました。
- また、5市は、共同事業として「多摩六都フェア」と総称するイベントを開催し、圏域の文化芸術・スポーツ振興、青少年健全育成、各種啓発活動を推進するとともに、広域行政圏の一体性を示してきました。多摩5美術展のように、広域行政圏設置当初から親しまれてきたものもあり、5市共同の広域事業として定着しています。

今後も活気ある「多摩六都フェア」を開催するため、各イベントの効果検証を行い、見直しを行っていくことが必要です。
- 多摩六都科学館は、子供たちの夢を育み、科学する心を養うとともに、すべての人々がともに楽しみながら学べる場と機会を提供し、地域の文化振興に寄与することを目的に設置されました。本圏域のシンボルであり、地域の人々が世代を超えて交流する、生涯学習・社会参画の場となっています。

平成24(2012)年度に指定管理者制度を導入して民間手法による管理運営が行われ、令和6(2024)年12月には、開館以来延利用者が500万人を超えました。

令和2(2020)年5月には、東京都教育委員会から「博物館相当施設」の指定を受けて博物館法適用施設となりましたが、令和5(2023)年4月の博物館法改正により、新制度上「みなし指定施設」となっているため、令和10(2028)年3月までに「指定施設」になることを目指しています。

専門性を有する研究・教育、地域交流施設としてのさらなる発展に、圏域住民の期待が高まっている一方で、充実した展示や老朽化が進む設備の更新が課題となっています。
- 各市は、圏域各市以外の近隣区市とも図書館の相互利用を行っていますが、5市では、共通利用カードを導入し、圏域住民に高い利便性を提供しています。

利用者のさらなる利便性向上と相互利用の増加を目指し、5市の図書館担当者連絡会において連携して取り組んでいくことが必要です。
- 広域行政圏では、平成元(1989)年から多摩六都フェアの一つとして「多摩六都スポーツ大会」を開催し、市域を越えて様々な圏域住民が参加しています。

スポーツを「する」「みる」「支える」ことで、健康増進、地域の活性化、人と人のつながりを圏域住民にもたらしことができるよう、大会を継続していくことが重要です。

また、5市においても、圏域住民も参加できるスポーツイベントを実施しており、いろいろなスポーツに親しめるような機会を創出しています。



目指すべき方向

圏域住民が、身近な地域で様々な文化芸術や生涯学習、スポーツに親しむことができるよう、圏域のシンボリックな施設である多摩六都科学館の魅力向上の支援、図書館・スポーツ施設の相互利用、多摩六都フェアの開催などにより、市域を越えて活動している圏域住民の生きがい、コミュニティ形成、交流の場の提供に取り組みます。

内容

4 - 1 多摩六都科学館の魅力向上

4-1-1 多摩六都科学館の効果的・効率的な運営支援

多摩六都科学館は、指定管理者制度による持続可能な経営と魅力的な科学館づくりを目指し、誰もが科学を楽しめる生涯学習の場として、展示、プラネタリウム、講演会・サイエンスカフェなどの充実や、認知度・利用度・満足度の向上に取り組んでいます。

5市は、多摩六都科学館組合と情報を共有し、多摩六都の生涯学習交流拠点として、効果的・効率的な運営を支援します。

4-1-2 地域連携の促進

地域の大学・学術機関や産業と連携した、科学の観点からの文化醸成や、小・中学校や公共施設などへのアウトリーチ活動、教員研修など地域連携の取組を支援します。

引き続き、多摩北部広域子ども体験塾を実施していきます。

地域の方によるボランティア会メンバーや、地域の団体とのより良い関係を構築し、地域に根差した、圏域住民に愛される科学館に成長、発展するよう働きかけます。

4 - 2 共催事業・施設相互利用の推進

4-2-1 多摩六都フェアの実施

5市が連携して多摩六都フェアを開催し、圏域住民の交流の場を提供します。各事業の効果や課題を5市で共有し、改善を要する点を洗い出し、見直しを進めていきます。

4-2-2 図書館の相互利用の促進

「多摩六都・図書館案内」を充実させるなど、圏域住民の利便性向上を図ります。

障がい者サービス向上のため、「多摩六都・録音図書案内」を継続的に更新します。

5市で連携し、相互利用の実施に当たっての懸念事項や課題について、調査・研究を進めます。また、各市の研修への相互参加などが実現するよう取組を進めます。

4-2-3 圏域スポーツ活動の推進

5市における屋内スポーツ施設の個人開放の相互利用を、今後も継続します。

圏域住民の利用を促すため、各施設の利用要件や料金をわかりやすく周知します。

各施設の相互利用の状況を把握し5市で情報共有するとともに、課題の抽出を行い、利便性の向上に取り組んでいきます。

多摩六都フェアの一つとして開催されている多摩六都スポーツ大会について、圏域住民にとって魅力のある種目を選定し、5市による連携、関係団体やボランティアとの協働により、効果的・効率的に実施していきます。

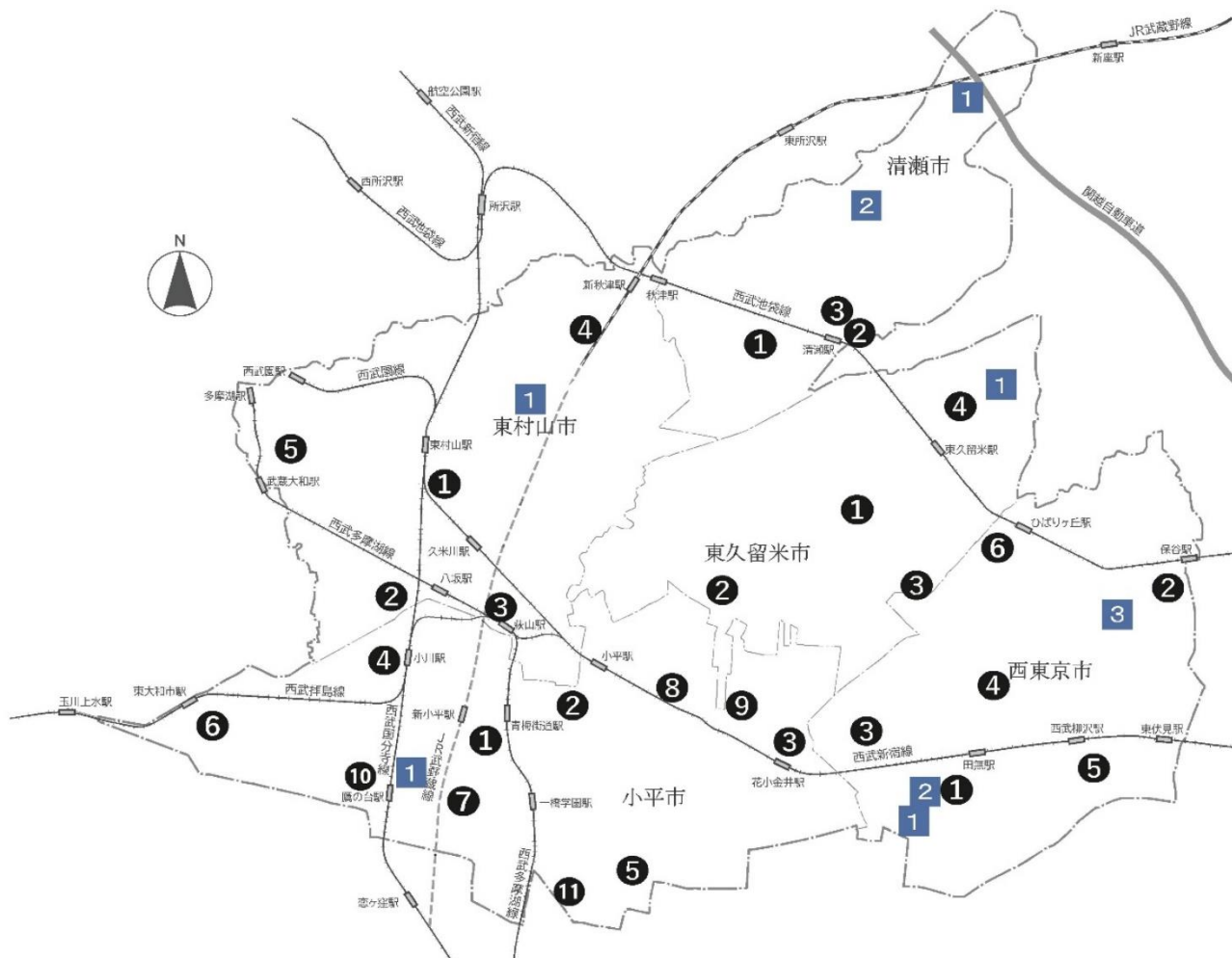
市立図書館・屋内スポーツ施設の相互利用

図書館

小平市	① 中央	② 仲町	③ 花小金井	④ 小川西町	⑤ 喜平	⑥ 上宿
	⑦ 津田	⑧ 大沼	⑨ 花小金井北分室	⑩ 小川分室	⑪ 上水南分室	
東村山市	① 中央	② 富士見	③ 萩山	④ 秋津	⑤ 廻田	
清瀬市	① 南部	② 駅前	③ 元町こども			
東久留米市	① 中央	② 滝山	③ ひばりが丘	④ 東部		
西東京市	① 中央	② 保谷駅前	③ 芝久保	④ 谷戸	⑤ 柳沢	⑥ ひばりが丘

屋内スポーツ施設

小平市	① 市民総合体育館		
東村山市	① 市民スポーツセンター		
清瀬市	① 市民体育館	② しあわせ未来センター	
東久留米市	① スポーツセンター		
西東京市	① 総合体育館	② 南町スポーツ・文化交流センター「きらっと」	③ スポーツセンター



<参考> 圏域外における図書館の相互利用

小平市：立川市、小金井市、国分寺市、東大和市
 清瀬市：新座市、所沢市
 西東京市：小金井市、三鷹市、武蔵野市、練馬区

東村山市：東大和市

多摩六都科学館の取組（圏域の発展のために行う連携事業）



ペガロク

©dwarf/ 多摩六都科学館



企画展示（上段）

左：夏の企画展「遊園地の科学～アトラクションのひみつ～」、右：冬の特別イベント「ロクト・ロボットパーク」

地域の魅力発信（下段）

左：西武鉄道池袋線（池袋駅～飯能駅間）開業 110 周年記念「科学で学ぶ電車のひみつ」ワークショップ、
中央：「東京大学の研究、のぞいてみた！LED でつくる未来のトマト」、右：たまろくと特産市

多摩六都フェアの開催



こだいら合唱団演奏会
（令和 6 年度）



多摩 5 美術展
（令和 6 年度）



ぴゅあ あーと展
（令和 6 年度）



パラアートワークショップ展覧会
（令和 6 年度）



ヤング・ダンスフェスティバル
（令和 6 年度）



ヤングライブフェスティバル
（令和 6 年度）



高校生写真展
（令和 6 年度）

多摩六都スポーツ大会の開催



2021 ポッチャ多摩六都カップ
（令和 3 年度）



2022 ポッチャ多摩六都カップ
（令和 4 年度）



たまろくとクリーンウォーキング
（令和 5 年度）



たまろくとクリーンウォーキング
（令和 6 年度）

5 人をひきつけ、まちがにぎわう多摩六都

現状と課題

- 圏域には、遠方からの来訪者をひきつける、集客力の高い観光名所や商業施設は、多くありません。豊かな自然や文化・歴史に関する多くの観光資源があるものの、住宅地や商業地に点在しており、各地を巡る有効な観光ルートのさらなる紹介が課題です。
このような状況の中、来訪者を増やしてにぎわうまちをつくるには、一つの地域での取組だけでなく、各市が連携・協調し、圏域全体で取り組むことが重要です。
- 令和6(2024)年度からの5か年で、「多摩六都の魅力発掘・発信プロジェクト」に取り組んでいます。商工会や関係事業者等と連携し、まちのにぎわいを維持し、持続的に発展していくため、圏域内外の人から「選ばれるまち」となるべく、事業を展開しています。
- 各市や各商工会は、地域の特産品や市の特色を出した魅力ある商品・サービスを地域のブランドとして認定し、普及を図っています。商店でのブランドのロゴマークの掲示や市内施設でのパンフレット配布などにより、各市内でブランドが定着してきています。
しかし、市域を超えたPRは少なく、他の市や圏域外ではあまり知られていません。
- 圏域の5市を舞台とした「北多摩 TOKYO カードラリー」では、圏域のさまざまな観光名所や特産物を紹介しました。令和6(2024)年度からは、スタンプラリーと謎解きを実施し、圏域内の参加者には、地元の魅力を再発見する機会、圏域外の参加者には、多摩六都を知ってもらう機会となっています。
- 圏域は、人口70万人を超える大きな消費地です。また、圏域に隣接し、鉄道やバスで結ばれている東京都区部、多摩地域各市、埼玉県南部も十分に商圈となり得る地域であり、圏域の産業や観光は、大きな可能性を秘めています。
- 圏域のそれぞれの地域の魅力の発信は、各市がそれぞれの広報、公式ホームページ、公式SNSなどで行っています。また、各市の商工会、JA、観光協会、企業、事業者、大学なども、それぞれの視点で地域の魅力の情報発信を行っています。各主体が連携した効果的な情報発信について検討していく必要があります。
- 圏域全体の魅力や情報は、広域行政圏協議会が、年1回発行の「多摩北部都市広域行政圏協議会ニュース」を5市・近隣住民に配布するとともに、公式ホームページ「たまろくナビ」で発信しています。「たまろくナビ」は令和5(2023)年1月にリニューアルを実施し、以降、閲覧数は増えてきているものの、多く見られているページが、固定化しているといった課題があります。また、令和7(2025)年より、InstagramやX(旧:Twitter)の運用を開始し、より多くの人に情報を届けるため、さまざまな工夫を進めています。



目指すべき方向

圏域の魅力が圏域内外に浸透し、多くの人が訪れ巡る、にぎわうまちを目指します。

圏域を一体として捉え、地域資源を活用して、企業、事業者、団体等との連携、協働、交流により産業や観光の振興を図るとともに、効果的な圏域の魅力の発信に取り組みます。

内容

5-1 多摩六都の産業・観光の魅力向上

5-1-1 多摩六都の地域資源の活用

圏域の特徴である豊かなみどりや観光名所、特産物を圏域内外に発信していくとともに、圏域を一体的にとらえた観光マップや市域を越えた観光ルートの開発などに、各市で連携して取り組みます。

魅力的な店舗や隠れた魅力を掘り起こし、圏域内外に紹介する方法を研究します。

5-1-2 圏域内の地域ブランドの普及促進

各市の情報発信拠点や施設、店舗などで圏域各市の地域ブランドやブランド認定品をPRするなど、市域を越えた地域ブランド普及を目指す取組を検討していきます。圏域の特徴的な商品やサービスを普及させ、圏域の知名度向上に役立てていきます。

5-1-3 企業等との連携によるまちのにぎわいや経済循環の創出

各市の商工会、J A、観光協会、企業、事業者、大学などの団体と連携し、情報共有を進め、圏域の地域資源を活用した効果的なイベントを実施します。

また、人と人の出会い、モノづくり、情報交流が促進されることにより生まれる、まちのにぎわいや新しい経済循環の創出に向けて、研究、情報交換を行っていきます。

5-2 情報発信の強化

圏域の魅力を圏域内外に広くPRするため、広域行政圏協議会公式ホームページ「たまろくナビ」、InstagramやX（旧：Twitter）などの既存の情報発信ツールの効果的な活用の研究を進めます。

協議会ニュースについて、圏域全体の魅力や情報が圏域住民に十分に伝わるよう、5市が連携するとともに、多摩六都科学館とも連携を図りながら、効果的な紙面づくりを進めます。

また、地域メディアの活用などの検討を行っていきます。

圏域各市の地域ブランド

東村山市 里に八国ブランド (東村山市商工会)



東村山黒焼きそば・黒焼きそばソース



地酒 東村山

清瀬市 清瀬ブランド (市・観光協会)



清瀬市役所産はちみつ「きよはち」



きよせ棒
(清瀬産のにんじん・ごぼうを使用したきんぴらごぼう味)



清瀬まん
(清瀬産コーン・にんじん入りキーマカレー味)

東久留米市 東久留米ブランド (市 商工会へ委託)



東久留米の野菜たっぷり適替わりランチ
(くらしの雑貨とお昼ごはん ユメノキ)



和三盆工芸菓子「干菓子くるめ」
(和三盆工芸菓子象東)



白カビのサラミ
(シャルキュettウリーモイ)

西東京市 西東京市ブランド (市・西東京商工会)



一店逸品事業の認定商品取扱店の
商品詰め合わせ



めぐみちゃんメニュー



めぐみちゃんメニュー参加事業者の
ステッカー

多摩六都の自然・文化・歴史・観光に関わる地域資源の現況

①なかまちテラス
妹島和世氏設計のガラス張りの公民館・図書館



②小平ふるさと村
江戸～昭和期の建物を移築・復元。年中行事の再現や「小平權うどん」の販売も行っている



③ふれあい下水道館
誰でも自由に本物の下水道管に入ることができる日本唯一の施設



④平櫛田中彫刻美術館
近代日本彫刻の巨匠・平櫛田中の作品を保存・展示



⑤鈴木遺跡資料館
国史跡に指定された旧石器時代遺跡の遺物を展示



⑥八国山たいけんの里
下宅部(しもやけべ)遺跡出土品(重要文化財)を展示

⑧こもれびの足湯
ごみ焼却場の余熱を利用した足湯施設

①北山公園菖蒲苑 初夏には約600種8千株10万本の花菖蒲が咲き乱れる



⑥日本一丸ポスト
日本一の巨大丸ポスト



⑦ガスミュージアム



②正福寺地蔵堂 禅宗様建築の代表的遺構で、都内唯一の木造国宝建造物



④国立ハンセン病資料館
入所者の想いが込められた「人権の森」が広がる



③東村山ふるさと歴史館
市内の歴史を学び、後世へと歴史を伝えていく



①清瀬市郷土博物館
郷土料理作りなどの体験にも力を入れている



②旧森田家
武蔵野の文化を伝える古民家



③キョセ ケアキ ロードギャラリー
けやき通りには24基の著名な彫刻がある



④日枝神社・水天宮
清瀬の氏神様。水天宮は安産の神様として有名



①村野家住宅 国の登録有形文化財



②南沢獅子舞 江戸時代初期から南沢水川神社と多間寺で奉納されてきた



③東久留米市郷土資料室
市内の文化財を収蔵・展示する施設で、石器、土器、民具を中心に展示している



①東京大学 生態調和農学機構
歴史的・文化的価値の高い農具等を展示した農場博物館がある



②田無神社
本殿・拝殿は都の指定文化財 13世紀・鎌倉時代の創建と伝わる



③多摩六都科学館
世界一に認定されたプラネタリウムがある



④ダイードリンコアイスアリーナ
アイスホッケー観戦も一般滑走も楽しめる



⑤東伏見稲荷神社
京都の伏見稲荷の分霊を奉迎し昭和4年に創建



⑥下野谷遺跡
国史跡に指定された、縄文時代中期の環状集落



⑦西東京市 郷土資料室
石器や土器、民具や農具など市内の郷土資料を収集・保管・保存・展示する施設

⑧旧高橋家 屋敷林
江戸時代から続く歴史の長い屋敷林。武蔵野の自然が残り、四季折々の風景が広がる



⑤明治薬科大学
薬用植物園・明薬資料館
不思議な薬草がいっぱい

⑥清瀬金山緑地公園・金山調整池
柳瀬川改修工事で平成6(1994)年に整備された。絶好の散歩道・ジョギングコース

④ブラック・ジャック&ピノコ像
故手塚治虫氏のマンガ「ブラック・ジャック」の銅像

東久留米七福神
⑤浄牧院(大黒天) ⑥大圓寺(恵比寿神 福祿寿 寿老人)
⑦宝泉寺(弁財天) ⑧米津寺(布袋尊) ⑨多間寺(毘沙門天)

⑥徳蔵寺
新田義貞の鎌倉攻めを実証した「元弘の板碑」(重要文化財)がある

⑨武蔵野美術大学
⑩津田塾大学
小平市と包括連携協定を結んでいる

⑪Bridgestone Innovation Gallery
ブリヂストンの歩みやDNA、事業活動、未来へ向けた活動を紹介するミュージアム

圏域の農産物

東 村 山 市

東村山産のブランド果実「多摩湖梨」や「多摩湖ぶどう」。キウイフルーツや柿のもぎ取りなど、さまざまな収穫体験ができる農園もあります。



多摩湖梨



多摩湖ぶどう



キウイ(赤キウイ)

清 瀬 市

にんじんの収穫量、作付面積は都内1位です。「ペータキャロット」は、清瀬市の野菜ブランド。ジャムやジュースなどの加工品もあります。



小 平 市

小平市では、日本で初めて農産物としてブルーベリーの栽培が始まりました。小平生まれのキウイ「東京ゴールド」は鮮やかな黄色の果肉に強い甘みと程よい酸味が特徴です。



ブルーベリー



キウイ(東京ゴールド)

東久留米市

戦時中に一度栽培が途絶え、「幻の小麦」となりました。市内でのみ守り継がれています。



柳久保小麦

西 東 京 市

多摩地域で収穫量、作付面積とも1位です。冬季にはいちご並みの糖度の「スイーツキャベツ」もあります。



キャベツ

多摩六都魅力発掘・発信プロジェクト

東京都市長会「多摩・島しょ広域連携活動助成金事業」を活用し、令和6(2024)年度から令和10(2028)年度までの5か年を事業期間として、緑あふれる多摩六都の魅力を圏域内外に発信し、賑わいがあり、持続的に発展していけるまちづくりを目指し、産業・観光所管部署だけではなく、市役所の関係部署、観光関係団体、動画制作を通じつながった地域のみなさまなど、新たな関係をつくりながら、事業を進めています。

事業期間中実施：年10件の観光資源発掘（「たまろくナビ」内のたまろくめぐりページに掲載）

令和6(2024)年度：観光パンフレット「たまろくとMiniTrip」の発行

各市窓口等への配架やイベントでの配布のほか、西武鉄道池袋駅・西武新宿駅・所沢駅や東京観光情報センター、他団体主催のイベントなどで、配布・配架しました。

令和7(2025)年度・8(2026)年度：動画制作

令和7(2025)年度は、動画制作と合わせ、ワークショップ「ろくとして実現したいことWorkshop」(全2回)を実施し、圏域にお住まいの方や活動されている方が、多摩六都でやってみたいことを考えてもらいました。ワークショップでは出てきたアイデアの1つを実現するものでしたが、ここで出てきたアイデアは、令和9(2027)年度以降予定している公園を活用したイベントに向けた企画検討にも生かし、みんなで多摩六都に魅力を発掘、発信していきます。

令和9(2027)年度・10(2028)年度：イベントの実施(予定)



6 新たな行政ニーズに対応していく多摩六都

現状と課題

- 圏域では、今後、人口が減少し、少子高齢化がますます進むことが予測されます。
 税収減と社会保障関係費の増加など、厳しい財政状況が見込まれる中、人口急増期に整備された建物、道路・橋りょうや下水道などのインフラ施設の老朽化が進んでおり、これら公共施設の維持管理や更新が大きな課題となっています。
 各市は、公共施設白書、公共施設のあり方についての基本方針、公共施設等総合管理計画などを策定し、計画的なマネジメントを行っています。手法の一つに、近隣市での施設の相互利用や共同運用、サービスの連携などの「広域連携」があります。
 5市では、広域行政圏設置の直後から、多摩六都科学館の共同設置・運営や、図書館・屋内スポーツ施設の相互利用を進めてきました。これからも5市が連携・協調しながら施設運営を行っていく必要があります。
- 圏域の5市は、多摩地域の中で、人口1万人当たりの職員数が少ない傾向にあります。今後も相対的に少ない職員数で多様化・複雑化する行政需要に応えていくには、業務の方法を工夫するなどの方策が必要です。
 また、出生数の減少により、今後、少ない労働力を公と民間で分かち合うことになり、土木やICT*など専門的な分野を中心に、職員確保が今以上に困難になっていきます。
 これらの課題に一つの自治体で対応することは困難であり、複数の自治体の連携による対応が期待されています。
- 令和3(2021)年に「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」が成立、施行され、標準化対象事務(20業務)について、原則、令和7(2025)年度末までに標準準拠システムへの移行を目指し、5市はそれぞれ作業を進めました。また、GovTech 東京による共同調達など、国や東京都レベルで共同化する動きが加速しています。
- 首都直下地震、気候変動による台風や集中豪雨による風水害、土砂災害などに対して、平常時の予防対策、災害発生時の避難所運営、帰宅困難者対応、応急仮設住宅の確保、災害ごみ処理、復旧復興対策などの様々な課題があります。また、災害や感染症の拡大時にも行政機能を維持するため、ICTの効果的な活用が重要な課題となっています。
 住民の生命や財産を守り、社会の重要な機能を維持し、迅速な復旧復興を遂げるためには、広域的な視点をもって備えることが重要です。

* Information and Communication Technology：情報通信技術



目指すべき方向

社会の急激な変化の中で、住民の利便性の向上と行政の効率化を実現するために、各市の自治を尊重しつつ限られた経営資源で効果的かつ効率的な方策を研究することにより、新たな行政需要と多様化する行政サービス等の課題に取り組みます。

内容

6-1 行政サービスに関する広域連携の研究

6-1-1 広域的な視野での公共施設マネジメントの研究

各市がそれぞれ進める公共施設マネジメントについて、適切なサービスの提供と施設の企画、管理運営を行うため、5市で意見交換や情報共有を行っていきます。

住民の利便性の向上や行政の効率化などの観点から、各市施設の相互利用やサービス連携、インフラ施設の広域的な維持管理など、5市による連携・協調の可能性について、研究・検討を行っていきます。

6-1-2 人材確保や育成に関する連携の研究

職員募集における5市共同でのPR活動など人材確保の取組や、人材育成の取組について、他自治体の事例研究を行い、連携を検討していきます。

6-1-3 災害への対応における圏域内の協力

各市の地域防災計画や発災以後の復旧・復興に向けた広域的連携に関する取組について、平常時から5市で情報共有し、非常時に備えていきます。

6-2 自治体DXの推進に向けた連携

デジタル技術を活用した行政サービスの更なる向上や業務の効率化、地域社会のデジタル化など、国や東京都の動向を注視するとともに、自治体DXのさらなる推進に向け、5市は、定期的に情報交換を行っていきます。

参考資料

多摩北部都市広域行政圏協議会規約

第1章 総則

(目的)

第1条 この協議会は、多摩北部地域における広域行政の推進を図るため、広域行政圏計画の策定及び広域行政圏に関する必要な事務の連絡調整を行うことを目的とする。

(名称)

第2条 この協議会は、多摩北部都市広域行政圏協議会（以下「協議会」という。）という。

(協議会を設ける市)

第3条 協議会は、次に掲げる市（以下「関係市」という。）が、これを設ける。

- (1) 小平市
 - (2) 東村山市
 - (3) 清瀬市
 - (4) 東久留米市
 - (5) 西東京市
- (担当事務)

第4条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 広域行政圏計画の策定に関すること。
- (2) 広域行政圏計画の実施の連絡調整に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、協議会の目的達成のために必要な事項に関すること。

(事務所)

第5条 協議会の事務所は、会長の属する市の事務所内に置く。ただし、特別の事情がある場合はこの限りでない。

第2章 組織

(組織)

第6条 協議会は、会長及び委員4人をもって組織する。

- 2 会長は、関係市の市長が協議して関係市の市長のうちから定める。
- 3 委員は、会長を除く関係市の市長をもって、これに充てる。
- 4 会長の任期は、2年とする。
- 5 会長及び委員は、非常勤とする。

(会長の職務代理)

第7条 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した委員が会長の職務を代理する。

(事務局及び職員)

第8条 協議会に事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長、事務局次長及びその他の職員（以下「職員」という。）を置く。
- 3 職員は、関係市の市長の協議により、当該市の職員のうちから会長が選任する。
- 4 職員は、会長の命を受け協議会の事務を処理する。

第3章 会議

(会議)

第9条 協議会の会議は、協議会の事務に関する基本的な事項を決定する。

(会議の招集)

第10条 協議会の会議は、会長がこれを招集する。

- 2 会長は、委員の半数以上の者から会議の開催の請求があるときは、これを招集しなければならない。
- 3 会議開催の場所及び日時は、会議に付すべき事件とともに、会長があらかじめこれを委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第11条 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

- 2 会長は、協議会の会議の議長となる。
- 3 協議会の会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、協議会の会議で定める。

(幹事会)

第12条 第4条に掲げる事務を処理するため、協議会に幹事会を置くことができる。

- 2 幹事会の組織及び運営に関して必要な事項は、協議会の会議に諮って、会長が別に定める。

(審議会)

第13条 協議会は、協議会の諮問に応じ重要な事項について調査審議する審議会を置くことができる。

- 2 審議会の組織及び運営に関して必要な事項は、協議会の会議に諮って、会長が別に定める。

第4章 財務

(経費の支弁の方法)

第 14 条 協議会の事務に要する費用は、関係市が負担する。

2 前項の規定により関係市が負担すべき額は、協議会の会議において定める。

3 関係市は、前項の規定による負担金を年度開始後、直ちに協議会に納付しなければならない。

(歳入歳出予算)

第 15 条 協議会の予算は、前条第 3 項の規定により納付される負担金、繰越金その他の収入をその歳入とし、協議会の事務に要するすべての経費を歳出とする。

2 会長は、毎会計年度予算を調製し、年度開始前に協議会の会議を経なければならない。

3 協議会の会計年度は、地方公共団体の会計年度による。

4 会長は、第 2 項の規定により予算が協議会の会議を経たときは、当該予算の写しを速やかに関係市長に送付しなければならない。

(予算の補正)

第 16 条 会長は、協議会に係る既定予算に補正の必要が生じた場合は、これを調製し、協議会の会議に諮らなければならない。

2 前項の規定により、補正予算が協議会の会議を経たときは、前条第 4 項の規定を準用する。

(出納及び現金の保管)

第 17 条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金は、会長が協議会の会議を経て定める銀行その他の金融機関に、これを預け入れなければならない。

(協議会出納員)

第 18 条 会長は、職員のうちから協議会出納員を命ずることができる。

2 協議会出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他の会計事務をつかさどる。

(決算等)

第 19 条 会長は、毎会計年度終了後 2 箇月以内に協議会の決算を調製し、会長が協議会の会議に諮って指名する委員の監査に付した後、協議会の会議の認定を経なければならない。

2 前項の規定により決算が、協議会の会議の認定を経たときは、会長は、当該決算の写し

を速やかに関係市長に送付しなければならない。

(その他の財務に関する事項)

第 20 条 この規約に特別の定めがあるもののほか協議会の財務に関しては、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)に定める普通地方公共団体の財務に関する手続きの例による。

第 5 章 補 則

(事務処理状況の報告等)

第 21 条 協議会は、毎会計年度少なくとも 1 回以上、協議会の事務処理状況について記載した書類を関係市長に提出するものとする。

(費用弁償等)

第 22 条 会長、委員及び職員は、その職務を行うために要する費用の弁償を受けることができる。

2 前項の費用弁償等の額及び支給方法は、規程で定める。

(協議会解散の場合の措置)

第 23 条 協議会が解散した場合は、関係市がその協議によりその事務を承継する。この場合においては、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(協議会の規程)

第 24 条 協議会は、この規約に定めるものを除くほか、協議会の担任する事務の管理及び執行その他協議会に関して必要な規程を設けることができる。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、昭和 62 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 協議会が設けられた年度の予算に関しては、第 15 条第 2 項中「年度開始前に」とあるのは、「速やかに」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成 13 年 1 月 21 日から施行する。

7 多北広圏第 73 号
令和 8 年 1 月 30 日

多摩北部都市広域行政圏協議会審議会
会長 友野 和子 様

多摩北部都市広域行政圏協議会
会長 渡部 尚

多摩六都広域連携プラン（第五次多摩北部都市広域行政圏計画）（原案）の
諮問について

多摩北部都市広域行政圏協議会規約第 13 条及び多摩北部都市広域行政圏協議会審議会規程第 3
条に基づき、下記の事項について貴審議会の意見を求めます。

記

多摩六都広域連携プラン（第五次多摩北部都市広域行政圏計画）（原案）について

以 上

令和8年2月5日

多摩北部都市広域行政圏協議会
会長 渡部 尚 様

多摩北部都市広域行政圏協議会審議会
会長 友野 和子

多摩六都広域連携プラン（第五次多摩北部都市広域行政圏計画）について
（答申）

令和8年1月30日付7多北広圏第73号で諮問されたこのことについて、審議会としては、本計画は妥当であると認めここに答申します。

なお、本計画の推進にあたり、下記についても留意いただくよう、要望します。

記

多文化共生社会の実現に向けた広域での取組において、海外から来ている方々に対する災害時の対応等について、考慮してもらいたい。

以 上

今後の多摩北部都市広域行政圏のあり方について

平成 21 年 8 月 17 日
多摩北部都市広域行政圏協議会

1 今後とも、多摩北部都市広域行政圏を設置する。

- 本圏域は、中央線・京王線沿線の地域と比べて都市基盤整備の面で立ち遅れている状況にある。これを圏域の長期的な懸案と捉え、各市の取組努力に加え、圏域としての活動により都施行事業の優先的・計画的な実現を図っていく必要がある。
- 道路、緑化（公園、水辺含む）、鉄道連続立体交差などのインフラ整備のほか、情報処理システムの共同化など、直面する喫緊の課題や継続課題について、圏域における取り組みの効果が期待される。
- 広域連携の課題を協議するため、常設の連携組織となる本協議会を維持する。直面する広域課題に迅速に対応するためには、従来の延長線上ではない簡素で無駄のない会議運営を実現する必要があり、事案に対して解決の方向性を示すことのできる協議体制を整えることを重視して、新たな協議会の運営の仕組みを構築する。例えば、①幹事会の充実（協議課題の重点化等） ②専門委員会の進行管理 ③調査・研究における目的の明確化などを図っていく。

2 広域行政圏計画は策定する。

- 平成22年度までは、現行の基本構想（平成27年度まで）、前期基本計画（平成22年度まで）及び実施計画を継承する。
- 平成23年度以降の広域行政圏計画については、計画の構成、期間、内容などについて、実態に即したものに直視していく。策定に当たっては、将来の圏域像が見えるものとし、中・長期的なものは現状と課題を押さえた上で目標を定め、短期的なものはプログラム化し目標を設定するなど、広域連携の方向と具体的な実施施策が見えるものに創意工夫を行う。
- なお、本案決定後、速やかに、幹事会の下に広域行政圏計画専門委員会（仮称）を立ち上げ、現行の広域行政圏計画に捉われない新たな発想で、次期広域行政圏計画の考え方（構成、期間等）を整理し、素案の策定作業を開始する。
- 計画を策定し、着実に施策を促進するため、引き続き東京都に人的・財政的支援を要望する。

多摩六都広域連携プラン 策定の経過

令和6(2024)年度

項目	開催日等	議題等
第1回専門委員会 【WEB会議】	令和6年5月15日	次期計画策定及びスケジュールについて
取組状況等調査	令和6年5月16日 ～7月19日	現プランにおける各市の取組状況等の調査
第1回専門部会 【WEB会議】	令和6年7月31日	現プランの取組状況、圏域の現状と課題の整理
第2回専門部会	令和6年9月5日	現プランの取組状況、圏域の現状と課題の整理
第2回専門委員会 【WEB会議】	令和6年11月6日	次期プランの体系、新たな取組の検討
新規取組項目調査	令和6年11月15日 ～12月6日	次期プラン新たな取組の検討に向けた調査
第4回幹事会	令和7年1月29日	次期プラン骨格案の検討
第3回協議会	令和7年2月5日	次期プラン骨格案の検討
第2回審議会	令和7年2月14日	次期プラン骨格案の検討

令和7(2025)年度

項目	開催日等	議題等
第1回専門部会	令和7年5月13日	次期プラン案（たたき台）の検討 次期プラン素案（案）作成に向けた検討
第1回専門委員会 【書面開催】	令和7年6月26日	次期プラン案（たたき台）の検討 次期プラン素案（案）作成に向けた検討
第2回幹事会	令和7年7月2日	次期プラン素案（案）の検討
第1回協議会	令和7年7月4日	次期プラン素案（案）の検討
第1回審議会	令和7年7月22日	次期プラン素案（案）の検討
第2回専門部会 【WEB会議】	令和7年8月25日	次期プラン素案（案）の検討
素案に関する調査	令和7年8月29日 ～9月19日	次期プラン素案作成に向けた調査
第2回専門委員会 【書面開催】	令和7年10月14日	次期プラン素案の検討
第3回幹事会	令和7年10月21日	次期プラン素案の検討
第2回協議会	令和7年10月31日	次期プラン素案の検討
パブリックコメント	令和7年11月10日 ～12月10日	パブリックコメントの実施
第4回幹事会	令和8年1月14日	次期プラン原案の検討
第3回協議会	令和8年1月30日	次期プラン原案の決定、諮問
第2回審議会	令和8年2月5日	次期プラン原案への答申、承認

多摩北部都市広域行政圏協議会名簿

(令和8(2026)年2月5日現在)

多摩北部都市広域行政圏協議会

協議会委員	役職	備考
渡 部 尚	東村山市長	会長
富 田 竜 馬	東久留米市長	会長職務代理
小 林 洋 子	小平市長	監事
澁 谷 桂 司	清瀬市長	
池 澤 隆 史	西東京市長	

多摩北部都市広域行政圏協議会 審議会

審議会委員	役職	備考
友 野 和 子	清瀬市議会議員	会長
篠宮 よしのり	東久留米市議会議員	副会長
橋 本 孝 二	小平市議会議員	
深 谷 幸 信	小平市議会議員	
下 沢 ゆきお	東村山市議会議員	
村山 じゅん子	東村山市議会議員	
ふ せ 由 女	清瀬市議会議員	
阿 部 利 恵子	東久留米市議会議員	
長 井 秀 和	西東京市議会議員	
千 間 い ず み	西東京市議会議員	

多摩北部都市広域行政圏協議会 幹事会

幹事会委員	役職	備考
川 上 吉 晴	小平市企画政策部長	
奥 村 修 二	小平市政策課長	
東 村 浩 二	東村山市経営政策部長	
濱 崎 浩 太 郎	東村山市企画政策課長	
小 林 真 吾	清瀬市経営政策部長	
長 澤 孝 仁	東久留米市企画経営室長	
佐 藤 貴 泰	東久留米市企画調整課長	
柴 原 洋	西東京市企画部長	
門 倉 利 明	西東京市企画政策課長	
東 村 浩 二	多摩北部都市広域行政圏協議会事務局長	議長
高 田 比 呂 子	多摩北部都市広域行政圏協議会事務局次長	

第五次多摩北部都市広域行政圏計画

多摩六都広域連携プラン

令和8(2026)年3月

発行：多摩北部都市広域行政圏協議会

(小平市・東村山市・清瀬市・東久留米市・西東京市)



多摩六都